

【施策資料の見方について】

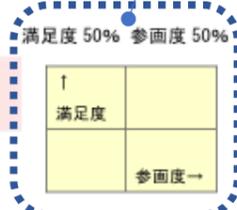
施策の見出し（キーワード）です。

消防・救急

施策全体をみる指標として、まちづくりアンケートの満足度と市民参画度を置いています。

【計画】基本事業に関連する市の計画を記載しています。

【見出し】分野別施策の区分を記載しています。



【めざす姿】
施策の実施により、めざす「ひと、まち」の状態を記載しています。

めざす姿 火災や急病などで人命が失われない

【視点】みんなのテーマ
「豊かな人づくり」「継承と変革」「これからの自治」の3つの視点での今後のまちづくりの取り組みを記載しています。

- 【視点】みんなのテーマ
- 【豊かな人づくり】
 - こどもが育つ、
 - 大人も育つ
 - 【継承と変革】
 - 持続可能なまちを
 - 未来に引き継ぐ
 - 【これからの自治】
 - つながりを結び直す

【現状・課題】
各施策における現状と課題を記載しています。

現状	課題
<p>【常備消防】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害の激甚化・複雑多様化、新たな感染症の発生拡大や大地震など自然災害の発生が危惧されています。 救急需要は増加傾向にあります。 地方公務員の定年年齢が段階的に引き上げられています。一方で消防現場要員は加齢困難職種とされています。 現在、国の「消防力の整備指針」に示されている基準数を下回る人員で現場活動を行っています。 消防本部組織再編計画に基づき、1署7分署体制による効率化とともに、指揮隊の創設や予防業務・通信指令業務の強化を図りました。 名張市と共同消防指令センターを開設しています。 	<p>【常備消防】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南分署、東分署、阿山分署、馬ヶ原分署などの消防庁舎が老朽化しています。 出勤要請が重なる場合も迅速に対応する必要があります。 消防現場人員を確保する必要があります。 女性が勤務しやすい環境を整える必要があります。
<p>【消防団】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団は「自分たちの町は自分たちで守る」という精神に基づき火災活動・災害活動・救助活動等を行っています。 大地震などの自然災害が危惧される中、住民の消防団に対する期待は大きくなっています。 消防団員数は年々減少傾向が続いています。 迅速な消火活動ができるよう、計画的に耐震性貯水槽を整備しており、充足率は64%に上がっています。 	<p>【消防団】</p> <ul style="list-style-type: none"> 団員の多様化により新入団員の確保が年々困難になっています。 消防団車両や小型ポンプの老朽化が進んでいます。 耐震性貯水槽の充足率は、三浦県全体の76%には届いていません。 大型の露出式防火水槽のうち約3割が耐震性を有しないため、大地震発生時に使用できなくなることが危惧されます。
<p>【救急】</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急件数は増加傾向にあり、救急車の現場到着平均時間は、国や県の平均を上回っています。 複雑多様化する救急活動に対応するための救急救命士の育成と人員確保が必要です。 救命率向上のため、市民に対する救命講習の定期開催を実施しています。再受講者が多く、外国人住民の受講割合が低い状態です。 	<p>【救急】</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急車の病院搬送完了時間の短縮が必要です。 救急救命士の充足率が低く、有資格者の新規採用や養成が必要です。 更なる能力向上のための高度な教育が継続的に必要です。 救命講習の新規受講者を増やす必要があります。外国人住民の受講者を増やすことも必要です。
<p>【火災予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023(令和5)年中に発生した火災は83件で、火災によって9名の負傷者が出ています。 このうち建物火災は24件で、16件が事業所等で発生しています。 火入れ・たき火などによるものが44件と半数以上を占めています。 	<p>【火災予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅火災を防ぐとともに住宅火災を早期に見出すことで被害を軽減する必要があります。 事業所等への火災予防査察の強化と違反是正の推進が必要です。 火災原因の多くを占めている火入れ・たき火などに対する注意喚起を含む火災予防広報により市民の防火に対する意識を高めることが必要です。

計画	消防施設整備計画、地震防災緊急事業五箇年計画、伊賀市消防本部組織再編計画、伊賀市・名張市消防連携・協力実施計画、伊賀市消防団活性化計画
役割	
市民 (事業者や団体などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 応急手当の重要性を理解し、応急手当の技術を身につけます。 救急車を正しく利用します。 火災から自らの身を守るため、住宅用火災警報器の設置等、家庭における防火対策を進め、農業に伴う火入れを適切に行います。
地域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織や消防団と連携し、防火・救急訓練に取り組みます。 火災予防に対する意識を高めるとともに、事業所の防火管理などを行います。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 消防組織の再編や消防団の活性化、関連施設の整備等を計画的に進めます。 確実かつ迅速な消防・救急活動を行います。 事業所への立入検査や火災予防広報等により、火災をなくします。



【役割】
第2次計画に引き続き、伊賀流自治（ガバナンス）の視点でみたときに求められる「市民（団体）」「地域」「行政」それぞれの役割を表しています。

【具体的な取り組み】
「現状・課題」に対する取組方針を記載しています。市が取り組みを進める方向性を表しています。

具体的な取り組み	
常備消防	<p>持続可能な常備消防体制を構築します</p> <p>消防総務課 通信指令課</p> <ul style="list-style-type: none"> 分署の統合等により、常備消防力を強化します。 日勤救急隊の配置等により、救急要請の多くなる時間帯を補完します。 新規採用職員と定年延長職員を含めた人員管理を進めます。 女性職員専用設備の整備を進めます。 名張市との消防連携・協力事業を推進します。
消防団	<p>持続可能な地域防災力を確保します</p> <p>地域防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団員の加入促進を図ります。 市内小学校を訪問し、次世代を担う学生に社会貢献の喜びを伝えることで未来の消防団員確保につなげる活動をします。 消防ポンプ庫等の消防施設や、車両・資機材を計画的に更新整備します。 耐震性貯水槽の設置を推進し、迅速な消火活動につなげます。 大地震に対する消防水利を確保します。
救急	<p>安定した救急体制を構築します</p> <p>管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> 分署の統合等による日勤救急隊の追加配置により、24時間体制の救急隊の補完や分署統合等により、病院搬送完了平均時間の短縮を図ります。 救急救命士養成計画を策定し、救急救命士の高度な知識・技術の習得のため、各種研修を推進します。 救命講習の新規受講者を増やすため広報を強化し、やさしい日本語での開催により外国人住民が参加しやすい講習会とします。 関係機関と連携して外国人住民の救命講習を実施し国際交流フェスタ等で啓発活動を行います。
火災予防	<p>火災を未然に防ぎます</p> <p>予防課</p> <ul style="list-style-type: none"> 防火訪問等により住宅用火災警報器の設置や住宅火災予防を推進します。 事業所等や危険物施設への立入検査を計画的に実施し、違反是正を行います。 火入れ・たき火などからの火災を防ぐため、火災予防広報を強化します。

防災・危機

めざす姿

災害などの危機に強くなる

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】 ⊕
 こどもが育つ、 ⊕
 大人も育つ ⊕

【継承と変革】 ⊕
 持続可能なまちを ⊕
 未来に引き継ぐ ⊕

【これからの自治】 ⊕
 つながりを結び直す ⊕
 ⊕

計画	伊賀市国土強靱化地域計画、危機管理基本計画、伊賀市国民保護計画、伊賀市地域防災計画 伊賀市水防計画、伊賀市業務継続計画、伊賀市受援計画
----	--

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 常に災害等に対する危機意識を持って「自らの身の安全は自ら守る」自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努めます。 地域において防災活動を行う団体等が実施する防災・減災訓練等に積極的に参加するよう努めます。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 住民自治協議会、自主防災組織、自治会等、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が連携して実施する防災・減災対策（訓練等）に積極的に取り組み、自らの地域は皆で守る共助の取組に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市民、住民自治協議会、自治会等、自主防災組織、事業者、防災関係機関と連携し、地域の防災・減災対策を推進します。 市の災害対応業務に加え、災害時にも行政サービスが適切に提供できるよう、継続的に訓練を実施し、災害などの危機対応力の強化に努めます。

現 状	課 題	具体的な取り組み	
〔地域防災力〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の人材不足等により防災活動が停滞している現状があります。 ● 住民自治協議会内の自主防災組織や住民の連携、組織や防災活動の強化等を図るとともに、地域の実情に応じて地区防災計画を策定することが求められています。 	〔地域防災力〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の防災活動の活性化や組織強化を図るためには、地域の災害リスクの理解と地域や市民一人ひとりの防災・減災意識の向上を図ることが課題です。 	地域防災力	地域防災力の強化 防災危機対策局 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域が主体的に防災・減災活動に取り組むことができるよう、地区防災計画の策定を促すとともに、防災出前講座や地域が行う防災訓練への支援などを行います。
〔危機管理体制〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模自然災害や武力攻撃事態、新型感染症や緊急事態等あらゆる危機に対応するため、業務継続受援等の体制が機能することが求められています。 ● 防災情報等の伝達のためのデジタル波を利用した設備の老朽化が進んでいます。現在の MCA 無線機の止波(2029(令和 11)年 5月)が決まっています。 ● 能登半島地震を教訓として災害による孤立地区に対する対策が求められています。 	〔危機管理体制〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 市の組織や職員一人ひとりの災害や危機発生時における応急対応業務に対する理解と意識の向上が課題です。 ● 防災訓練について、個別には行っていますが全体を通しての実施ができていません。 ● 広域な市にあった災害時の情報収集・伝達の仕組みの選択が課題です。 	危機管理体制	災害やあらゆる危機に対する市の対応力強化 防災危機対策局 <ul style="list-style-type: none"> ● 災害や危機事案等あらゆる危機に対応できる危機管理体制の強化を目指し、県等と連携し、行動計画の策定や見直し、訓練の実施に取り組みます。 ● 防災情報の伝達について、孤立地区への対応を含め、新たな防災情報伝達手段の整備など、災害時の情報伝達の充実を図ります。

満足度 50% 参画度 50%

めざす姿 火災や急病などで人命が失われない

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
こどもが育つ、
大人も育つ

【継承と変革】
持続可能なまちを
未来に引き継ぐ

【これからの自治】
つながりを結び直す

計画	消防施設整備計画、地震防災緊急事業五箇年計画、伊賀市消防本部組織再編計画 伊賀市・名張市消防連携・協力実施計画、伊賀市消防団活性化計画
----	--

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急手当の重要性を理解し、応急手当の技術を身につけます。 ・ 救急車を正しく利用します。 ・ 火災から自らの身を守るため、住宅用火災警報器の設置等、家庭における防火対策を進め、農業に伴う火入れを適切に行います。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織や消防団と連携し、防火・救急訓練に取り組みます。 ・ 火災予防に対する意識を高めるとともに、事業所の防火管理などを行います。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防組織の再編や消防団の活性化、関連施設の整備等を計画的に進めます。 ・ 確実かつ迅速な消防・救急活動を行います。 ・ 事業所への立入検査や火災予防広報等により、火災をなくします。

現 状	課 題	具体的な取り組み
〔常備消防〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の激甚化・複雑多様化、新たな感染症の発生拡大や大地震など自然災害の発生が危惧されています。 ● 救急需要は増加傾向にあります。 ● 地方公務員の定年年齢が段階的に引き上げられています。一方で消防現場要員は加齢困難職種とされています。 ● 現在、国の「消防力の整備指針」に示されている基準数を下回る人員で現場活動を行っています。 ● 消防本部組織再編計画に基づき、1署7分署体制による効率化とともに、指揮隊の創設や予防業務・通信指令業務の強化を図りました。 ● 名張市と共同消防指令センターを開設しています。 	〔常備消防〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 南分署、東分署、阿山分署、島ヶ原分署などの消防庁舎が老朽化しています。 ● 出動要請が重なる場合も迅速に対応する必要があります。 ● 消防現場人員を確保する必要があります。 ● 女性が勤務しやすい環境を整える必要があります。 	常備消防 持続可能な常備消防体制を構築します 消防総務課 通信指令課 <ul style="list-style-type: none"> ● 分署の統合等により、常備消防力を強化します。 ● 日勤救急隊の配置等により、救急要請の多くなる時間帯を補完します。 ● 新規採用職員と定年延長職員を含めた人員管理を進めます。 ● 女性職員専用設備の整備を進めます。 ● 名張市との消防連携・協力事業を推進します。
〔消防団〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 消防団は「自分たちの町は自分たちで守る」という精神に基づき火災活動・災害活動・救助活動等を行っています。 ● 大地震などの自然災害が危惧される中、住民の消防団に対する期待は大きくなっています。 ● 消防団員数は年々減少傾向が続いています。 ● 迅速な消火活動ができるよう、計画的に耐震性貯水槽を整備しており、充足率は64%に上がっています。 	〔消防団〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 価値観の多様化により新入団員の確保が年々困難になっています。 ● 消防団車両や小型ポンプの老朽化が進んでいます。 ● 耐震性貯水槽の充足率は、三重県全体の76%には届いていません。 ● 大型の露出式防火水槽のうち約3割が耐震性を有しないため、大地震発生時に使用できなくなることが危惧されます。 	消防団 持続可能な地域防災力を確保します 地域防災課 <ul style="list-style-type: none"> ● 消防団員の加入促進を図ります。 ● 市内小学校を訪問し、次世代を担う学生に社会貢献の喜びを伝えることで未来の消防団員確保につなげる活動をします。 ● 消防ポンプ庫等の消防施設や、車両・資機材を計画的に更新整備します。 ● 耐震性貯水槽の設置を推進し、迅速な消火活動につなげます。 ● 大地震に対する消防水利を確保します。
〔救急〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 救急件数は増加傾向にあり、救急車の現場到着平均時間は、国や県の平均を上回っています。 ● 複雑多様化する救急活動に対応するための救急救命士の育成と人員確保が必要です。 ● 救命率向上のため、市民に対する救命講習の定期開催を実施しています。再受講者が多く、外国人住民の受講割合が低い状態です。 	〔救急〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 救急車の病院搬送完了時間の短縮が必要です。 ● 救急救命士の充足率が低く、有資格者の新規採用や養成が必要です。 ● 更なる能力向上のための高度な教育が継続的に必要です。 ● 救命講習の新規受講者を増やす必要があります。外国人住民の受講者を増やすことも必要です。 	救急 安定した救急体制を構築します 管理課 <ul style="list-style-type: none"> ● 分署の統合等による日勤救急隊の追加配置により、24時間体制の救急隊の補完や分署統合等により、病院搬送完了平均時間の短縮を図ります。 ● 救急救命士養成計画を策定し、救急救命士の高度な知識・技術の習得のため、各種研修を推進します。 ● 救命講習の新規受講者を増やすため広報を強化し、やさしい日本語での開催により外国人住民が参加しやすい講習会とします。 ● 関係機関と連携して外国人住民の救命講習を実施し国際交流フェスタ等で啓発活動を行います。
〔火災予防〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 2023(令和5)年中に発生した火災は83件で、火災によって9名の負傷者が出ています。 ● このうち建物火災は24件で、16件が事業所等で発生しています。 ● 火入れ・たき火などによるものが44件と半数以上を占めています。 	〔火災予防〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅火災を防ぐとともに住宅火災を早期に発見することで被害を軽減する必要があります。 ● 事業所等への火災予防査察の強化と違反是正の推進が必要です。 ● 火災原因の多くを占めている火入れ・たき火などに対する注意喚起を含む火災予防広報により市民の防火に対する意識を高めることが必要です。 	火災予防 火災を未然に防ぎます 予防課 <ul style="list-style-type: none"> ● 防火訪問等により住宅用火災警報器の設置や住宅火災予防を推進します。 ● 事業所等や危険物施設への立入検査を計画的に実施し、違反是正を行います。 ● 火入れ・たき火などからの火災を防ぐため、火災予防広報を強化します。

めざす姿

身近なところで安心して医療を受けられる

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
こどもが育つ、
大人も育つ



【継承と変革】
持続可能なまちを
未来に引き継ぐ



【これからの自治】
つながりを結び直す



計画	地域福祉計画、地域医療戦略 2025、伊賀市立上野総合市民病院経営強化プラン 伊賀市立上野総合市民病院の BCP
----	---

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 自らの健康増進に取り組むとともに、救急・健康相談ダイヤル 24 などを活用し、適切な受診を心がけます。 関係専門職は、保健・医療・福祉分野の連携検討会などを通して、市民が安心できる多職種連携による地域医療体制づくりを進めます。 診療所や施設など多様な主体が、市民病院と連携を密にして地域医療体制を構築します。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 地域でのサロン活動や出前講座の開催などを通して、介護予防、認知症予防、疾病予防をはじめとする地域ぐるみで、さまざまな予防活動（地域予防）に取り組みます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 一次救急医療、二次救急医療の提供体制を充実し、市民が求める安心な救急医療体制を確立します。 在宅医療の推進と地域包括ケアシステムの構築に向けた多職種連携のしくみづくりに取り組みます。 看護師等医療介護人材の確保や育成に向けて取り組みを進めます。

現 状	課 題	具体的な取り組み
<p>【地域医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3基幹病院の輪番制により、伊賀地域の二次救急医療体制を維持しています。併せて、小児の二次救急医療体制を維持するため、岡波総合病院への支援を行っています。 休日及び夜間の急病者の応急的な診療を行う応急診療所を開設しています。 市民が安心して暮らせるよう、多職種の連携強化や、患者やその家族もネットワークの一員となった地域医療のしくみづくりに取り組んでいます。 	<p>【地域医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊賀地域の医療提供体制は、県が進めている地域医療構想調整会議における議論の動向、3基幹病院、名張市の動向を注視し、救急医療体制の維持・確保に向けて取り組んでいく必要があります。 救急医療のさらなる充実と在宅医療の推進に取り組み、医療介護人材の確保・育成に向けた取り組みや多職種が連携した支援のしくみづくりを進めていく必要があります。 	<p>地域包括ケアシステムの構築を図り、地域医療を推進します。一次救急・二次救急医療体制の維持・確保を図ります。</p> <p>医療福祉政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が安心して適切な医療が受けられるよう、3基幹病院や名張市と連携を図りながら関係機関への支援や定期的な協議を行い、一次救急、二次救急医療の提供体制の維持・確保を図ります。 市民が安心して出産・子育てできる環境を維持・継続出来るよう周産期医療の提供体制の維持・確保を図ります。 在宅医療と地域包括ケアシステムの推進に向け、医療・福祉ニーズのある人が、出来るだけ住み慣れた自宅で暮らし続けられるように、「保健・医療・福祉分野の連携検討会」をベースに、医師・歯科医師・薬剤師・ケアマネジャー等の専門職が連携した支援のしくみづくりを進めます。 救急医療のさらなる充実と在宅医療の推進に取り組むとともに看護師をはじめとする医療介護人材の確保・育成に向けた具体的な取り組みを進めます。
<p>【上野総合市民病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊賀市の高齢化率は 30%を超え、少子高齢化、人口減少が進んでいます。75 歳以上人口は、2030(令和 12)年頃にピークを迎えると推測され、これからも救急や入院、看取りの需要が増大すると考えられます。 全国的な医師不足と偏在、看護師不足が問題となっています。 国においては、医療 DX の基盤となるオンライン資格確認や、電子処方箋を導入してきました。現在、すべての医療機関で共有可能な標準型電子カルテシステムの整備に取り組んでいます。ただ、マイナ保険証の利用率が伸びていません。 新型コロナウイルス感染症は、5類へ移行したものの感染は継続しており、引き続き感染対策が必要です。また、今後において新たな新興感染症等の発生を見込んだ体制の整備が必要です。 市民病院の本館は、1978(昭和 53)年に、建築され、築後 45 年経過し老朽化しています。 	<p>【上野総合市民病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢人口の増加に伴う医療需要の変化に対応し、必要とされる医療を提供していく必要があります。 安定した医療提供体制を継続するため、引き続き医師、看護師等の確保を行っていく必要があります。また、医療資源を有効活用するため、伊賀地域の医療機関との機能分化・連携強化を図る必要があります。 当院の 2024(令和6)年6月時点のマイナ保険証の利用率は5%に留まっており、利用率の向上が必要です。また、電子処方箋システムの導入が求められています。 新興感染症が発生、まん延した場合でも感染症対応に必要な医療の提供を両立していく必要があります。 市民病院本館等の老朽化対策を行っていく必要があります。 	<p>患者や市民が安心して信頼できる医療の提供に努めます</p> <p>病院総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次救急患者の受入れを適切に行うとともに、地域医療支援病院や災害拠点病院としての役割を果たします。また、必要とされる医療ニーズに対応していきます。 三重大大学など各大学との関係を深めるとともに、医師の働き方改革への対応や職員の負担軽減を図ることによって、医師、看護師等の確保に取り組みます。 他病院との研修医や指導医の交流をはじめ、それぞれの医療資源を生かした交流を通じて、相互の医療の質の向上を図ります。 受付窓口での案内など周知に努め、マイナ保険証の利用率を高めます。また、電子処方箋システムを導入します。 新型コロナウイルス感染症などの感染症の院内感染対策に取り組み、患者が安全で安心できる医療を提供します。 必要な施設、設備の更新を行うとともに、市民病院の老朽化対策について検討を行っていきます。

めざす姿

豊かな自然環境を守り、次代へ引き継ぐ

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
こどもが育つ、
大人も育つ

【継承と変革】
持続可能なまちを
未来に引き継ぐ

【これからの自治】
つながりを結び直す

計画	環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(事務事業編)、生活排水対策推進計画
----	--------------------------------------

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に伴う環境への負荷の低減を図ります。 事業者は、公害の防止等自然環境を適正に保全する措置を講じ、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図ります。 環境の保全に関する施策に協力します。 斎苑の適切な利用を心がけ、持続可能な斎苑運用に協力します。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 共通の環境課題を有する住民自治組織をはじめ、様々な主体との連携や交流を進めます。 持続可能な斎苑運用のため協力します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 施策の策定及び実施に当たっては、環境への影響に配慮し環境負荷への低減を図ります。 環境保全のための啓発を行い、市民への意識向上を促進します。 持続可能な火葬業務のため、SPC とともに適切な運用に努めます。

現 状	課 題	具体的な取り組み
<p>【環境保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023(令和5)年3月に「伊賀市環境基本計画」を策定し、2024(令和6)年2月に「伊賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を改訂しました。 2024(令和6)年4月には「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。 地球温暖化は温室効果ガスの排出増加が大きな原因とされており、このことが近年の気候の変動や生物の生態系に大きな影響を及ぼしているといわれています。 地球温暖化に伴う国内の年平均気温の上昇、国内における年平均気温は100年当たり1.35℃の割合で上昇、1898年の統計開始以降、直近5年がトップ5の状況となっています。 	<p>【環境保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊賀市の温室効果ガス排出量は、産業部門が約7割を占めており、行政のみならず市民、民間事業者を含めた伊賀市全体の地域脱炭素を進める必要があります。 生活様式の変化に伴い、自然と生活の結びつきが希薄になったこともあり、自然の変化に気づきにくくなってきています。 既に現れている気候変動の影響により、熱中症搬送者、熱中症死亡者が増加しています。 	<p>地域資源を有効活用した地域活性化、レジリエンス強化、ウェルビーイング促進等をめざします</p> <p>生活環境課</p> <ul style="list-style-type: none"> 「伊賀市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、公民が連携し、新たな技術の利活用等によるライフスタイルの転換や事業者による脱炭素の取組を進めます。 美化活動、環境ポスターコンクールなどを通じて環境に対する関心を高め、自ら行動する人作りを進めます。 気候変動による健康被害を回避・軽減するため、熱中症予防に関する普及啓発、熱中症対策を推進します。 「伊賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき市民や民間事業者と連携し環境保全に取り組む検討を進めていきます。 公共施設において再生可能エネルギー化やLED化による温室効果ガス排出量削減に取り組んだことにより創出した環境価値を経済価値に転換するため、J-クレジット制度の活用を推進します。 市が率先した取り組みを行うことで、民間事業者等への波及効果に繋げていけるように啓発に努めます。
<p>【生活環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の河川で水質調査を行っています。環境基準が設定されている河川における市内8地点の水質調査について、過去5年間では、2021(令和3)年にBOD(生物化学的酸素要求量)の基準を達成できなかった地点があります。 環境保全負担金条例に基づき、約250団体から約20万トンの一般廃棄物が搬入されています。 	<p>【生活環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場・事業所については排水規制が厳しくなったため改善されましたが、河川の水質を改善するためには生活排水対策を進めることが必要です。 将来に渡り良好な生活環境を確保するため、継続した環境保全の取組が必要です。 市外からの一般廃棄物の搬入が長期間にわたっています。 	<p>生活環境を守るため、環境調査や監視を行います</p> <p>環境センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内河川15地点の水質調査を引き続き実施して水質の状況を把握します。 生活排水対策推進計画に基づき生活排水対策を進めます。 自動車騒音の調査や臭気等の調査を継続して行います。臭気調査については、2025(令和7)年度から民間委託する予定です。 土壌汚染等の未然防止を図ります。 市外からの一般廃棄物の搬入に対しては、区域外の一般廃棄物の受入に関する審査会において審査を行い、適正処理を進めます。
<p>【衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新斎苑整備について、2022(令和4)年8月10日に株式会社と特定事業契約を締結しました。 2024(令和6)年3月末に新斎苑火葬棟及び待合棟が完成し、同年7月1日の新斎苑業務開始と同時に旧斎苑の解体及び外構工事を開始しました。12月末までの工期となっています。 PFI法に基づく特別事業契約により施設整備業務に引き続き、運営業務が2039(令和21)年度まで継続します。 	<p>【衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民生活にとって不可欠な施設の整備及び運営事業であり、施設・設備の維持管理とともに、故人の人生終焉の場として、また、遺族にとって故人とのお別れの場としてふさわしい運営を維持する必要があります。 PFI法に基づき事業自体はSPCが実施することになりますが、市として要求水準に照らして適切にモニタリングしていきます。また、長期にわたる事業のため、不測の事態への対応も想定されます。については、業務及び制度に精通した人員の継続的な確保とコンサルティング業者によるモニタリング支援業務継続の検討等が必要となります。 	<p>持続可能な火葬業務を維持します</p> <p>生活環境課</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来的な火葬需要に合わせた施設をPFI法に基づくBTO方式により運用します。 具体的には、定期的なモニタリングの実施(SPCによるセルフモニタリング及び市によるモニタリング)による運営及び施設維持等の管理を行うこととしており、随時協議により対応することとしています。

めざす姿

ごみ減量化やリサイクルが定着し、循環型社会が築かれている

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
 こどもが育つ、
 大人も育つ

【継承と変革】
 持続可能なまちを
 未来に引き継ぐ

【これからの自治】
 つながりを結び直す

計画	環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画
----	--------------------

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールに従った分別排出を徹底し、周囲にも呼びかけます。 ・事業者、行政、住民自治協議会等による資源回収を利用しながら、地域における環境美化活動等に積極的に参加します。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな情報を収集し、事業者や行政と協力して発生抑制やリサイクルの推進に取り組みます。 ・生活圏を共にする近隣自治体との連携による資源循環型社会の構築をめざします。 ・ごみ分別の徹底を啓発するなどごみ減量化や再資源化の取組を進めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別の徹底について啓発し、ごみを削減します。 ・適正なし尿・浄化槽汚泥の処理を行います。 ・浄化センターでは施設見学等、市民に理解されるよう公開交流を進めます。

現 状	課 題	具体的な取り組み	
〔ごみ処理〕 <ul style="list-style-type: none"> ● さくらリサイクルセンターは、現在中継施設として稼働し、可燃ごみの民間処理により処理経費の軽減を図っています。 ● 可燃ごみの市の1人当たりのごみ処理コストは施設の老朽化により修繕料が増加したこと等により 18,119 円と増えています。国の平均値 17,128 円、県の平均値 16,096 円を上回っている状態です。 	〔ごみ処理〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 修繕工事の内容を見直す等、コストの削減を図ることが必要です。 ● 地元との操業協定の期限を 2033(令和 15)年度末に迎えることから、持続可能なごみ処理体制を確保するため、周辺地域との広域化・集約化等の検討が必要です。 	ごみの処理コスト削減	廃棄物対策課
〔ごみの資源化〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 資源化率の向上に繋げるため、地域や学校における出前講座や施設見学会を実施しています。 ● 鉄、アルミ、銅など有価物の流通単価高騰により、運営経費全体の削減につながっています。 ● 適切なごみの分別のため、外国語版を含む資源ごみ収集カレンダーの配布や、ごみ分別アプリの周知をしています。 ● 2024(令和6)年 11 月 30 日現在のアプリの登録ダウンロード者数は 18,880 件です。 	〔ごみの資源化〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 資源化率は市のごみ排出量の全体の約10%です。 ● 引き続き分別収集の重要性を周知していく必要があります。 	ごみの資源化	廃棄物対策課
〔し尿・浄化槽汚泥〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 浄化センターでは伊賀市内のし尿・浄化槽汚泥全般を処理しています。施設の運転管理は 15 年間の長期包括運転管理業務委託とし、モニタリングを適切に行うなど適正な処理を行っています。 	〔し尿・浄化槽汚泥〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 排水検査において、国等が定める安全基準値を守り続ける必要があります。 	し尿・浄化槽汚泥	生活排水の適正処理 廃棄物対策課
〔不法投棄〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄を無くす為、地域や警察等と連携を図り、監視カメラや警告看板の設置、環境パトロールの巡回により不法投棄の撲滅に向け取り組んでいます。 	〔不法投棄〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄防止の啓発については徹底して行っていますが、未だ人目に付きにくい道路沿いや山間部などにおいて、不法投棄等の不適正処理が後を絶たない状況にあります。 	不法投棄	不法投棄の防止 廃棄物対策課

上下水道

めざす姿

安全でおいしい飲み水と美しい水環境を守る

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
こどもが育つ、
大人も育つ

【継承と変革】
持続可能なまちを
未来に引き継ぐ

【これからの自治】
つながりを結び直す

計画	伊賀市水道事業基本計画、伊賀市水道事業経営戦略、伊賀市下水道事業経営戦略 伊賀市上水道事業アセットマネジメント計画、伊賀市国土強靱化地域計画 伊賀市上水道管路耐震化・更新計画、生活排水処理施設整備計画、下水道施設統廃合計画 三重県汚水処理事業広域化・共同化計画
----	---

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 良好な水環境を維持することに努めます。 公共下水道及び農業集落排水エリア外において、汲み取り式便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めます。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 自分たちの住む地域の水環境に関心を持ち、環境保全に対する意識の高揚を図ります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業と下水道事業が連携して、水道の水源から下水道処理の放流先河川の水源までをトータルに考え、環境の負荷の少ない地球にやさしい水環境の構築を図ります。 環境施策の一環として、総合的な水環境行政の推進、効率的な事業運営による経営基盤の強化により、持続可能な上下水道事業を展開します。

現 状	課 題	具体的な取り組み	
<p>〔水道水の安定供給と下水環境の向上〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道料金収入は人口減少により減少傾向となっております。 技術職員の高齢化や世代構成が不均衡となっております。 	<p>〔水道水の安定供給と下水環境の向上〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業における財政状況の逼迫、職員の減少に伴う技術継承の維持、老朽化施設の増大が懸念されます。 将来的に安定した上下水道事業の健全な経営継続のため、技術の継承が不可欠です。 	<p>水道水の安定供給と下水環境の向上</p>	<p>安全で持続的な水道水の供給、汚水処理人口の普及を図り、快適な生活環境で暮らせるまちづくりを進めます</p> <p>経営企画課</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道事業では、老朽管の布設替工事や耐震管路を延伸することや、新しい技術を導入して効率的な漏水調査を行い、修繕工事を行うことで、有収率の向上を図ります。 下水道事業では、維持管理費の縮減、平準化を図るため、計画的に下水道施設の統廃合及び老朽化対策を進めることにより経営の効率化、健全化を図ります。 上下水道技術職員については、専門的な技術を持った人材が必要であり、技術職員の若返り、及び技術継承を図ります。
<p>〔上水道〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道事業は、収入の減少や、浄水施設や配水池、管路などのインフラの老朽化が進んでいます。 老朽化した管路の更新が遅れ、漏水などが原因となり、有収率の低下が続いています。 	<p>〔上水道〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐用年数を迎える管路や浄水場及び配水池など水道施設の整備更新が喫緊の課題となっております。 災害時に備え、緊急給水拠点までの管路の耐震化を進める必要があります。 管路延長が長く、表面に現れない漏水が多発していることから、現在行っている漏水調査方法では、効率も悪く有収率の改善が進んでいない状況です。 	<p>上水道</p>	<p>安全で持続的な水道水の供給を行います</p> <p>水道工務課、水道施設課</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道事業基本計画、アセットマネジメント計画、管路更新計画に基づき、効率的な施設の統廃合や更新及び管路の更新を進めます。 重要給水施設配水管事業で、緊急給水拠点までの管路の耐震化を進めます。 老朽管の布設替工事や耐震管路を延伸することにより、有収率の向上を図ります。 新しい技術を導入して効率的な漏水調査を行い、修繕工事を行うことで、有収率の向上を図ります。
<p>〔下水道・合併処理浄化槽・雨水〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活環境の改善と公共用水域の水質保全のため、合併処理浄化槽を設置する方に工事費の一部を助成しており、単独処理浄化槽や汲み取り式便槽からの転換を一層促進させるため、補助金交付要綱を改正し制度の充実化を図るなど、水洗化率の向上に取り組んでいます。 生活排水については31箇所の汚水処理施設により集合処理を行っています。 人口減少時代を迎え、下水道使用料の減収が見込まれるだけでなく、施設の老朽化も進んでいるため、機器の大量更新が必要な時代に入っています。 このような状況の中で、安定した下水道サービスを継続して提供するために、「下水道施設統廃合計画」に基づき、下水道施設の統廃合を進めています。 	<p>〔下水道・合併処理浄化槽・雨水〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道及び農業集落排水エリア外において、合併処理浄化槽が設置されていない家庭から排出される生活雑排水が水質汚濁の主原因となっております。しかし高齢世帯では経済的に厳しい家庭も多いことなどから、転換が進みにくい状況です。 浄化槽処理水は背割り水路や下排水路を経由し河川に放流されることから老朽化対策を行う必要があります。 業務執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進む中、下水道の機能を持続的に確保していく必要があります。 下水道処理施設はライフラインの要であり、発災時に損傷すると市民生活に甚大な影響を及ぼすことから、施設の統廃合や機器の更新と同時に、耐震化を図る必要があります。 	<p>下水道合併処理浄化槽・雨水</p>	<p>汚水処理人口の普及を図り、快適な生活環境で暮らせるまちづくりを進めます</p> <p>下水道課</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併処理浄化槽の普及を図るため市民が理解しやすい内容のチラシ等を作成し、汲み取り式便槽や単独処理浄化槽を利用されている家庭に対し、各戸配布を行っています。 住みよい都市環境の整備として背割り水路や下排水路の整備と浸水対策の検討を進めます。 持続可能な下水道事業運営のため、W-PPPの導入に向けた検討を進めます。 維持管理費の縮減、平準化を図るため、計画的に下水道施設の統廃合及び老朽化対策を進めます。

満足度 50% 参画度 50%

めざす姿

事故や犯罪のないまちで安全に暮らせる

↑ 満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
こどもが育つ、
大人も育つ

【継承と変革】
持続可能なまちを
未来に引き継ぐ

【これからの自治】
つながりを結び直す

計画	
----	--

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全意識を高め、交通ルール遵守やマナー向上に取り組めます。 外灯や二重ロックの設置など、日常的な防犯活動を促進します。 近隣住民同士が挨拶や声掛け等でつながりを持つことで、犯罪抑止効果を高めます。 消費者被害、消費者トラブルに関する知識を高め、消費者意識の向上に努めます。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 地域巡回パトロールや交通安全街頭指導により、登下校時の児童、生徒の見守りを行います。 通学路や危険箇所、地区市民センター等に交通安全看板やのぼりを設置し、啓発を行います。 通学路や生活道路の危険箇所を点検し、関係機関に改善要望するなど対策を実施します。 防犯パトロールにより地域の見守りを実施します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた広報・啓発を実施するとともに、各年齢層に合わせた交通安全教育に取り組めます。 防犯意識の向上に取り組み、地域や関係団体とともに防犯対策を進めます。 消費生活センターの情報提供や相談体制の充実・強化に取り組めます。

現 状	課 題	具体的な取り組み
【交通安全】 <ul style="list-style-type: none"> 県内の交通事故死亡者の約5割が、高齢者の横断中の事故です。 横断歩道以外の横断中の事故が多く発生しています。 守ってくれてありがとう運動”が浸透しつつあり、信号機のない横断歩道における車の一時停止率が県内で 51%にまで上昇しています。 改正道路交通法により 2023(令和5)年4月1日から全ての自転車利用者を対象にヘルメットの着用が努力義務化されています。 	【交通安全】 <ul style="list-style-type: none"> 市民の交通安全意識を高め、交通弱者であるこどもや高齢者の交通事故の減少をはかる必要があります。 自転車運転時におけるヘルメットの着用率が低いため、原因分析をふまえ、啓発を強化する必要があります。 	交通安全 <p>市民の交通安全意識が高揚し、交通マナーを守り、市内における事故件数の減少を図ります 住民課</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊賀市交通安全推進協議会が、四季の交通安全運動を中心に交通安全意識高揚のための啓発活動を行います。 事故割合の高い「高齢者」「高齢ドライバー」に対して、交通安全意識の向上のための啓発を強化します。 学校、教育委員会、警察等と連携し、まもってくれてありがとう運動を実施します。 自転車のヘルメット着用率を調査し、分析に合わせた啓発を検討します。
【防犯・消費者保護】 <ul style="list-style-type: none"> 市内でも投資詐欺など特殊詐欺被害が発生しています。 犯罪の手口は巧妙化しています。 被害者は高齢者が多い傾向にあります。 副業トラブルなど、若年層の被害も発生しています。 インターネットによる通信販売のトラブルが年齢や性別を問わず増えています。 これまでは生息域ではないと思われていた熊の目撃情報などが寄せられています。また、猿や鹿が市街地に出没するケースが出てきています。 	【防犯・消費者保護】 <ul style="list-style-type: none"> 市民の防犯意識のさらなる向上につながる効果的な取組を検討するとともに、地域の良好な治安を守るため、自主的な防犯活動や関係機関が連携した啓発等に取り組む必要があります。 消費者被害の実態把握や、消費者相談に至っていない原因などをふまえ、自ら考えて行動できる「賢い消費者」になれるよう市民の消費者力を高め、被害の未然防止や早期解決を図る必要があります。 野生動物や危険動物等による被害対策など、市民の日常生活の安全安心を脅かす新たな課題に対応するための体制整備が必要です。 	防犯・消費者保護 <p>市民の防犯意識、消費者意識の向上により、被害を未然に防ぎます 住民課</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察や防犯団体と連携し、防犯啓発活動のための各種イベント等を実施します。 直近の犯罪情勢の情報を活用し、市民の防犯意識や危機意識を高めるための啓発を行います。 住民自治協議会と協力して、出前講座等を開催します。 市民が気軽に相談ができるよう、相談窓口の周知を行います。また、被害者に寄り添った丁寧な対応を継続します。 弁護士や司法書士などによる相談機会を設け、悩みや不安を解消します。 消費者月間には、ケーブルテレビを活用し、消費者トラブルの未然予防防止や消費生活相談の専用ダイヤル“消費者ホットライン「188」(イヤヤ)”の啓発を強化します。 市内中学校・高校を対象に消費者教育を実施します。 被害対策や市民周知などの役割の分担や連携などを関係各課で協議し、体制を整えます。

めざす姿

助け合いや支えあいにより、
住み慣れた地域で自分らしく暮らす

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】 ⊙
こどもが育つ、 ⊙
大人も育つ ⊙

【継承と変革】 ⊙
持続可能なまちを ⊙
未来に引き継ぐ ⊙

【これからの自治】 ⊙
つながりを結び直す ⊙
⊙

計画	伊賀市地域福祉計画、伊賀市介護保険事業計画
----	-----------------------

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の生活課題に気づき、学び、課題解決に向け自ら取り組み、さらに広げる活動を主体的に行います。 社会福祉、地域福祉の活動団体は、地域との結びつきを深めます。 まずは、一人ひとりが何をできるかを考えます。 日ごろから家族や地域とのかかわりを持ち、お互いが助け合える関係性を築きます。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の生活課題に対して住民が主体的に取り組む協議体を、地域福祉コーディネーターとともに設置・運営し、さらに実践例を地域間でも共有することで、協議体の活動をより充実させます。 地域が考える見守り支援体制について、連携・協働していきます。 市民から相談があった場合や、支援が必要な人を相談支援機関につなぎます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが生きがいを持って暮らせる多様性を活かした「地域共生社会」の実現をめざします。 本人・家族と民生委員をはじめとする地域住民や関係機関と連携・協働して支援を行います。 地域や関係機関と連携することで支援を必要とする人を早期発見できる体制を構築します。

現 状	課 題	具体的な取り組み
【共助】 <ul style="list-style-type: none"> 地域住民が主体的に地域課題の解決に向けて取り組むための「地域福祉ネットワーク会議」を、ほとんどの住民自治協議会に設置しました。 「地域福祉コーディネーター」を配置し、民生委員と連携しながら、社会参加に支援が必要な人の「居場所」づくり等に取り組んでいます。 	【共助】 <ul style="list-style-type: none"> 地域における支え合いの基盤の弱体化、つながり意識の希薄化に伴い、意図せず孤立してしまっている方や、困りごとを気軽に頼むことができない方が増えています。 特に、高齢者や障がい者等の移手段や、大規模災害発生時に支援が必要である人の情報共有、地域活動等の担い手不足等の課題が顕著になっており、複雑化した地域住民の支援ニーズに対応する必要があります。 	共助 <p>誰もが笑顔でいきいきいつまでも暮らせるように、 支え合いやつながりが充実したまちをめざします</p> <p style="text-align: right;">医療福祉政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画を推進するため、行政と社会福祉協議会との連携を強化に取り組みます。 地域福祉ネットワーク会議をベースに、地域福祉コーディネーターが中心となって地域の課題を把握し、人づくり、拠点づくり、活動支援、財源確保、ネットワークの構築、情報支援などを行い、課題解決力を高めながら、地域の活性化を推進し、地域共生社会の実現をめざします。 高齢者等の移手段の確保について、福祉部局や公共交通担当部局と情報共有し、移動支援を必要としている地域の支援に向けて検討を行います。 住民自治協議会や民生委員と連携して、災害時に支援が必要な方の避難計画の策定に取り組みます。
【相談】 <ul style="list-style-type: none"> 高齢化率の上昇や高齢者世帯の増加に伴い、地域には様々な生活課題が存在しています。 市民が抱える困りごとは複雑化・複合化し、対応が困難な事案が増加しています。これらの相談に対し、本人・家族、近隣住民や民生委員児童委員等の情報提供により、地域包括支援センターの専門職が支援を実施するとともに、地域の見守りや手助けを得て、住み慣れた地域で自立した生活を続けられるように支援をしています。 個別課題だけでなく、地域全体における課題も多く、すぐには解決に至らないものがあります。 高齢者に対する虐待事案は年々増加傾向にあります。 	【相談】 <ul style="list-style-type: none"> 早期に相談につなげ、必要な支援を提供していますが、多様化する課題に対応ができるしくみを充実させることが必要です。 適切な制度・サービス等につなげるためのスキルの向上が必要です。 従来の分野別の支援体制や既存の制度では対応が困難となる事案に対しては、多機関協働による取組みや施策の見直しを視野に入れた対応を検討します。 地域のネットワークの構築や地域課題の発見を強化していく必要があります。 被虐待者の生命と財産を擁護するとともに、虐待者(養護者)の支援についても継続した取組みが必要です。早期発見、早期対応が重要です。 	相談 <p>住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう支援します</p> <p style="text-align: right;">地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉の一次相談窓口として、地域包括支援センターがあらゆる福祉相談に対応します。 地域福祉計画推進プロジェクトチームや相談支援包括化推進員会議等を活用し、課題解決に向けた施策の見直しに取り組みます。 専門職が必要な支援を行うとともに、関係機関や地域と連携を図りながら、住み慣れた地域で自立した生活が送れるように支援をします。 複雑な問題を抱える事案や地域課題については、多機関協働のもと役割を明確にしながら解決に向けて支援します。 虐待防止については、すべての支援者が優先的に取り組みます。また最善の養護者支援が提供できるよう協議し、社会資源を活用しながら安全確保と再発防止に努めます。
【つながり・社会参加】 <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の支援として、専門職員による自立相談支援や住居確保給付金事業、家計改善支援などを実施し、孤独・孤立に対する中長期的な支援を実施しています。 生活保護制度では、最終的なセーフティネットとして相談・支援を行い、自立支援と扶助費の適正支給に努めています。 	【つながり・社会参加】 <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者やその世帯が抱える複合的課題に対し、地域の関係者や関係機関との連携強化が必要です。 単身高齢者の増加に伴い、低家賃の賃貸住宅の確保や緊急連絡先がない方へのサポートなど、住宅確保要配慮者への支援が課題です。 途切れない一体的な支援を行うため、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度を連続的に機能させる必要があります。 	つながり・社会参加 <p>相談者が抱える課題を多機関が連携して重層的支援を行い、相談者に対して伴走支援を実施します</p> <p style="text-align: right;">生活支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の多様な課題に対応するため、包括的な支援を提供し、制度の狭間に陥らないよう努めます。 アセスメントを通じて個々の状況に応じた適切な支援を各支援機関と連携して行い、無理に自立を急がせず、段階に合わせた継続的な支援を実施します。 三重県や居住支援法人と連携し、住宅確保要配慮者が住まいを確保するため、行政・居住支援法人・賃貸会社が情報共有や協議を行うプラットフォーム(伊賀市居住支援協議会)を設置します。 地域共生社会の実現に向けて、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の各担当者が両制度の相互の理解を深めることや、個別支援ケースの共有、関係機関との顔の見える関係づくりに取り組みます。

めざす姿

生涯を通じ、健康に暮らすことができる

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
こどもが育つ、
大人も育つ

【継承と変革】
持続可能なまちを
未来に引き継ぐ

【これからの自治】
つながりを結び直す

計画	地域福祉計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、伊賀市国民健康保険第三期保険事業実施計画(データヘルス計画)及び第四期特定健康診査等実施計画
----	--

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じ健康に暮らすことができる身体づくりに取り組む。 事業者等は、職員の健康増進を推進する。 健診を受診し、受診結果を理解して健康を意識した生活を心がけます。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 地域間、世代間、住民間の交流を進め地域一体となり健康増進に取り組む。 地域で集団健診を実施し、健康を意識した生活の維持増進と健康寿命の延伸を図ります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じ健康に暮らすことができる身体づくりや健康教育の推進を図る。 ライフステージに対応した健康管理の支援をします。 健診結果やレセプトから、現状と課題を分析し、保健事業に取り組みます。

現 状	課 題	具体的な取り組み
<p>〔健康〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康相談、健康教育(出前講座・まちの講師)、訪問指導(面談・電話)を実施しています。 個別・集団がん検診を実施し、早期発見早期治療を目指しています。 集団で実施するがん検診等は、感染予防に組みながら実施しています。 	<p>〔健康〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種検診の受診率向上のため、集団がん検診の WEB 予約、複数の検診の同時受診、検診日に休日を設けるなど様々な取り組みを実施していますが受診率が低いことから、検(健)診の目的・効果・必要性について、きめ細かな啓発が必要です。 新型コロナウイルス感染症などの予防を踏まえ、適切な健康情報や保健事業を提供していくと共に、新たな感染症の感染拡大時の行動計画の策定等が必要です。 	<p>生涯を通じ、健康に暮らすことができる身体づくり</p> <p>健康推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康相談や健康教育(出前講座・まちの講師)、訪問指導等を通して、地域団体等への啓発や情報提供及び個別支援を実施します。 健康教育について、行政チャンネルやホームページ、SNS 等を通して啓発を実施します。 働く世代へのアプローチのため、企業等へ出前講座などの活用を周知し、健康を保持・増進するための行動変容につなげ、健康寿命の延伸を目指します。 ライフステージに対応した、生活習慣病予防・重症化予防のため、食育の推進や運動習慣の定着などを含めた健康管理を支援します。また、保健事業と介護予防との一体的な実施に取り組みます。 新たな感染症拡大に備え、適切な健康情報や保健事業を提供していくと共に新型インフルエンザ等対策行動計画の見直し等に取組みます。
<p>〔国民健康保険〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療にかかる保険の給付等を行っています。 医療費の適正化に努めるため、特定健康診査を実施し、健診結果をもとに、特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防事業を行っています。 国民健康保険阿波診療所を運営しています。 	<p>〔国民健康保険〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費等が増加しており、一人あたりの医療費が県内の市町平均より高くなっています。 基金残高が少ないことから安定的な財政運営が難しい状況です。 治療が必要だが医療機関を受診しない人の割合が高くなっています。 特定健診受診率は国の目標値より低く、受診を促す取り組みが必要です。 	<p>社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として国民健康保険事業の健全な運営を確保します</p> <p>保険年金課</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防事業など疾病の予防に取り組むことで、医療費の適正化に努め、関係機関と協力・連携し、健診の重要性を周知・啓発していきます。 健診結果に対して無関心な層へアプローチし、生活習慣改善につながる支援に取り組みます。 安定した国保財政を運営できるように、毎年税率の見直しを検討していきます。 阿波診療所の今後のあり方について検討を重ねます。

満足度 50% 参画度 50%

めざす姿

高齢者が、生きがいを感じながら
安心して暮らす

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
こどもが育つ、
大人も育つ

【継承と変革】
持続可能なまちを
未来に引き継ぐ

【これからの自治】
つながりを結び直す

計画	地域福祉計画、第7次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
----	-------------------------------

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 健康に留意した生活を心がけます。 フレイル予防のため、栄養、運動、社会活動や交流、口腔機能の維持に努めます。 認知症サポーター養成講座を受講するなど、認知症について正しく知る機会を持ちます。 自身や身近な人の認知症を疑う時は、早めに専門機関に相談します。 権利擁護支援を必要とする状況に気付けるよう、住民同士のつながりや支え合い、制度の理解に努めます。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防リーダーやいきいきサロン運営者等と連携し、地域の健康寿命を延伸します。 地域ぐるみで認知症への理解を深める取り組みを進め、地域で暮らす認知症の人の困りごとに、地域住民が可能な範囲で対応できる知識を身に付けます。 孤独・孤立の状態に置かれている人の情報を得た場合、相談窓口へ繋げます。 介護事業所と交流し、連携してお互いに支え合う関係づくり
行政	<ul style="list-style-type: none"> データに基づき、健康寿命の延伸に資する事業を計画的に進めます。 認知症サポーター養成講座等を通して、わかりやすい認知症知識の普及啓発に取り組みます。 中核機関である伊賀市地域福祉後見サポートセンターへの適切な整備・運営支援を行い、各関係機関等が重層的なしくみとなるよう実施体制の検討を進めます。 新たな介護人材の確保、介護人材の定着を目指すための支援制度を検討します。

現 状	課 題	具体的な取り組み
<p>【保険と介護予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者人口の増加に伴い、介護を必要とする人の増加が予想されます。 伊賀市の65歳以上の介護認定率は減少傾向にありますが、三重県平均より高い状況にあります。 国は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を2020(令和2)年度に打ち出しました。それまでは、介護予防と生活習慣病・フレイル対策の実施主体が別々で、各々で取り組まれていました。伊賀市では2021(令和3)年度から当該事業に取り組み、高齢者を中心として関係課が連携して一体的にサービス提供を行っています。 	<p>【保険と介護予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の生活機能は75歳以上で急速に低下する傾向にあります。 自らの健康や介護予防に関心があり、積極的にフレイル予防に取り組む高齢者がいる一方で、健康に無関心な人が相当数います。これらの人は、健診や医療を受診していない割合が高いため、保健指導の機会を確保していく必要があります。 通いの場に参加することで、転倒や認知症、うつ等のリスクを低下させる等の介護予防効果が得られます。伊賀市では通いの場への参加率が国の目標を下回っており、多様な通いの場の創設、参加者の増加を図る必要があります。 	<p>保険と介護予防</p> <p>高齢者が要介護状態になることを予防し、健康寿命の延伸を目指します</p> <p>地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療・介護のデータ分析を通して高齢者の健康状態を把握するとともに、地域の健康課題の整理・分析をします。 健診・医療等のデータから、健康リスクのある高齢者を抽出し、専門職による訪問指導、健康講座等を実施することで、疾病の重症化予防を図ります。 地域の高齢者の集まりや通いの場へ専門職が出向き、介護予防等に関する知識の普及、健康教育等を実施します。
<p>【認知症】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2040(令和22)年には高齢者の6.7人に1人が認知症になると見込まれています。 認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭し、認知症や認知症の人への理解を深めることで、認知症の人や家族が安心して地域で過ごせる「共生」社会の周知啓発に努めています。 	<p>【認知症】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症や認知症の人に対する誤解や偏見があります。共生社会の実現に向けて、地域の人々が正しい知識を得ることが必要です。 認知症があっても地域住民の一人として、尊厳と希望を持って自分らしく暮らすことができる「地域共生社会」をめざして、施策を展開する必要があります。 	<p>認知症</p> <p>認知症があっても自分らしく暮らすことができるよう、安心して過ごせる場所作りや、正しい知識の普及啓発を進めます</p> <p>地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」をひとりでも多く養成します。 認知症カフェの開催、チームオレンジ活動、認知症初期集中支援チームによる早期発見・早期対応等の事業を推進し、認知症により困りごとを抱えた人とその家族を支援します。
<p>【成年後見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「伊賀市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を定め、親族等による後見開始の審判請求が期待できない認知症高齢者や障がい者について、市長が審判の申し立てを行い、また審判請求に伴う費用の助成や後見人等の報酬助成を行う等、制度の円滑な利用促進を図っています。 高齢化に伴い、今後ますます家族や身寄りのない人の相談件数が増加傾向になると見込まれます。 	<p>【成年後見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度に関する相談件数は、権利擁護意識の高まりとともに増加していますが、利用方法や内容についてはまだまだ馴染みがなく、市民に身近な制度とはいえない現状があるため、制度や伊賀地域福祉後見サポートセンターの周知・啓発に努める必要があります。 	<p>成年後見</p> <p>判断能力の低下により、高齢者が不利益を受けることがないよう、成年後見制度の利用を促進します</p> <p>介護高齢福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢化による家族や身寄りがない人の相談件数が増えている状況にあることから、伊賀地域福祉後見サポートセンターと連携し、利用者本人の意思を尊重した生活を守るための成年後見制度の周知・啓発を図ります。 日常生活自立支援事業との連携を図るなど、スムーズに制度の利用開始となる体制づくりを進めます。
<p>【介護保険サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化による生産年齢人口の減少から、介護人材の不足が深刻な状況になってきています。 現在就労中の介護従業者の高齢化も進んでおり、後継者となる新たな介護人材の確保が思うように進まず、事業を維持していくことが難しい事業所が増加しています。 在宅支援サービス等がニーズに応じた支援となっているか等事業内容の見直しが必要です。 	<p>【介護保険サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスを利用するうえで欠かせない介護支援専門員(ケアマネジャー)等の人数が年々減少しています。 介護人材の不足により今後も増加すると想定される介護需要に対し対応できなくなる恐れがあり、さらなる処遇改善等、早急に対策を講じる必要があります。 介護支援専門員等は、定期的に資格の更新手続きが必要であり、その際にも相応の費用負担が必要とされているところです。 	<p>介護保険サービス</p> <p>介護人材を確保し、持続可能な介護保険制度を維持します</p> <p>介護高齢福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護資格の取得によりスキルアップが図られ、介護サービスの質が向上し、介護現場の生産性向上につながると考えています。資格取得または更新に係る費用の助成や奨学金返還助成等について、有効性を検証のうえ制度化に向けて進めます。 市内の居宅介護支援事業所と連携し、市内の高校などで学生向けに、実際にケアマネジャーとして活躍している方々から、介護職の魅力ややりがいを発信してもらい、少しでも介護職に興味を持ってもらう取り組みを進めます。 介護現場で働く人と雇用する側への支援や実施しているサービスについて検討します。

めざす姿

障がい者が、自分らしく安心して暮らすことができる

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
こどもが育つ、
大人も育つ

-
-
-

【継承と変革】
持続可能なまちを
未来に引き継ぐ

-
-
-

【これからの自治】
つながりを結び直す

-
-
-

計画	地域福祉計画、第4次伊賀市障がい者福祉計画、第7期伊賀市障がい福祉計画、第3期伊賀市障がい児福祉計画
----	--

役割

市民 (事業者や団体などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の人権に関する理解と認識を深め、行動し、障がいを理由とする差別の解消に努めます。 ・関係団体・機関は、障がいのある人の理解と認識を深めるための啓発活動等を障がいのある人の参画を得ながら行います。 ・企業(事業者)は、障がいのある人それぞれの特性に応じた働き方を認め、就労機会を提供します。
地域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人を支援する地域福祉活動を推進します。 ・福祉法人等関係機関との連携を密にし、障がいのある人が安心して住み慣れた地域で暮らすことのできるようまちづくりを進めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・特定相談支援事業所など関係機関が連携し支援を行います。 ・障がいのある人の自己選択・自己決定を支援するため、多様な選択肢を整え、情報として提示します。 ・障がいのある人の権利を擁護するため、障がい特性等に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

現 状	課 題	具体的な取り組み	
<p>〔障がい者相談〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある方の生活課題は多種多様で、対応が難しい事案や障害福祉サービスの利用者が増加傾向にあります。 ● 本人や家族からの相談に対応し、住み慣れた地域で自立した生活を続けられる支援を行うため、市直営による基幹型の障がい者相談支援センターを設置し、専門職による支援を行っています。 	<p>〔障がい者相談〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支援者のスキル向上に加え、多機関協働の重層的な取組を推進していく必要があります。 ● 一般相談に加え近年は複数の課題を抱える困難ケースが増加傾向であり、基幹型センターでは質の高い支援を提供するため特定相談支援事業所等への助言指導を行う人材の確保が必要です。 	障がい者相談	<p>地域で自立した日常生活や生き生きとした社会生活を送ることができる</p> <p>地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な助言や指導、サービス利用等を検討します。 ● 特定相談支援事業所間の協働体制を強化するため締結している整備協定に基づき連携を強化します。 ● 虐待事例や処遇困難事例への対応では、虐待検討委員会や相談事例調整会議などを活用し、民間相談支援事業者等からの専門的な相談にも対応します。
<p>〔地域生活支援拠点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域で生活している障がい者やその家族の緊急事態にも対応できるよう地域生活支援拠点の整備を進めています。 ● 緊急時の受入れの際、障害福祉サービスを利用していない場合、福祉関係者との繋がりがなく受入れが難航する場合があります。 	<p>〔地域生活支援拠点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 体制整備について、受入れ施設の確保は一定達成できたため、次の段階として、利用者の事前登録対象を整理し、登録方法や事業内容の理解が得られるよう周知が必要です。 	地域生活支援拠点	<p>障がいのある人が「親亡き後」も地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、緊急受け入れ態勢の充実に努めます</p> <p>障がい福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域における複数の事業所が分担して地域生活支援拠点等の機能を担い、地域全体で重度化・高齢化した障がい児者を支援できる体制整備に取り組むとともに、緊急時の受入れ対応や体験利用、相談支援について、事前に登録する仕組みや手順等の構築を図ります。
<p>〔障害福祉サービス〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者や障がい児の多様なニーズに伴い、福祉に関する制度も多種多様となっています。 	<p>〔障害福祉サービス〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者や障がい児が抱える問題については複雑なケースがあるため、適切な支援を行えるよう多職種の支援者間の連携が必要となります。 ● 障害福祉サービスを提供するための支援体制の充実に努めることが重要です。現場においては支援を行う人材の確保やさらなる処遇改善が必要です。 ● 様々なニーズに伴い、それに対応する制度の情報を提供する体制が求められています。 	障害福祉サービス	<p>障がい者や障がい児が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、必要なサービスの充足に努めます</p> <p>障がい福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 伊賀圏域障がい福祉連絡協議会等における各種部会において、障害福祉サービス事業所がネットワークを強化し、事例検討やスキルアップ研修などに取り組むことで障害福祉サービスの質の向上に取り組めます。 ● 障害福祉サービスの充実、サービスの質の向上においては福祉人材の確保が必要であるため、福祉への入口となり得る福祉従業者研修への支援等に取り組めます。 ● 個々のニーズに応じた支援を行うため、障害福祉サービス等について周知します。

めざす姿

適正な土地利用や移動しやすい道路ネットワークによりまちの魅力を高める

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
こどもが育つ、
大人も育つ

-
-
-

【継承と変革】
持続可能なまちを
未来に引き継ぐ

-
-
-

【これからの自治】
つながりを結び直す

-
-
-

計画	伊賀市都市マスタープラン、伊賀市土地利用基本計画、伊賀市立地適正化計画、景観計画、歴史的風致維持向上計画、公共サイン整備ガイドライン、道路整備計画、国土強靱化地域計画、舗装修繕計画、通学路交通安全プログラム
----	---

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地建物取引業者をはじめ、市内外の人たちに土地利用基本計画の理解を深め、適正な土地利用による多核連携型の都市構造を目指します。 ・ 地域の特性に配慮したふるさと風景づくりに努めます。 ・ 生活道路における除草等、日常的な維持管理を市と協力して行い、道路の異常等を市や地域へ速やかに通報します。 ・ 消防団は、内水排水対策施設が災害時に支障がないよう努めます。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定開発事業の推進に向けて住民自治協議会との連携を図ります。 ・ 「うえのまち風景づくり協議会」を中心に周知啓発を行います。 ・ 地域の困りごとや道路、河川の整備要望を取りまとめます。 ・ 将来を見据えて橋梁の集約化等を地域で話し合います。 ・ 内水排水対策実施地域内の浸水想定区域の周知を徹底します
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用の分析を行いながら、必要であれば土地利用条例の見直しを行う等、適切な土地利用に努めます。 ・ ふるさと風景づくりに関する施策を総合的に策定し、実施します。 ・ 市民や地域からの要望に対して、優先度合等を考慮し、道路や橋梁の維持管理や整備を進めます。

現 状	課 題	具体的な取り組み	
<p>【コンパクトシティ・プラス・ネットワーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適正かつ合理的な土地利用を推進するため、土地利用基本計画により市内を 10 の区域に分け、区域の特性に合った用途の適正化を図っています。 ● 立地適正化計画により都市化を図る区域を定め、対象施設を区域内に誘導することにより、コンパクトシティを目指しています。 ● 立地適正化計画追補版(防災指針等)のなかで災害対策重要地区を設定し、災害リスクの認識向上を図っています。 	<p>【コンパクトシティ・プラス・ネットワーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高密度でコンパクトなまちづくりと公共交通等とが組み合わせられ、将来的に持続可能な都市構成とすることが求められています。 ● 立地適正化計画の誘導区域内への誘導については、強制力を伴うものではなく、対象施設の立地件数も少ないことから、年度毎の誘導率の差が大きくなっています。 ● 地域特性に応じた個性を活かしながら、多様な連携と交流によって市域全体を一体の都市として、土地利用を総合的にコントロールする必要があります。 	コンパクトシティ・プラス・ネットワーク	<p>高密度で効率的なコンパクトなまちづくりと公共交通等が組み合わせられた、将来的に持続可能な多核連携型の都市構造をめざします</p> <p>都市計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上野市街地とその周辺の広域的拠点、ゆめが丘の副次的拠点、支所周辺や交通結節点の地域拠点の各拠点を公共交通等で結ぶ「多核連携型の都市構成」をめざすために策定した土地利用基本計画やコンパクトシティに向けた取り組みを推進する立地適正化計画の適正な運用に努めます。
<p>【景観・公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「うえのまち風景づくり協議会」の開催を重ね、城下町の景観保全・形成に関する情報を共有することで、魅力ある景観形成に向けた理解が少しずつ進んでいます。 ● 公園施設長寿命化計画に基づき、緊急度・重要度が高い施設から順次更新しています。 	<p>【景観・公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家屋の新・改築等において、生活様式の変化から、下水道区域外となったことによる道沿いへの合併処理浄化槽の設置や、自家用車の駐車場確保等により、景観形成基準に適合させる事は、少なからず私権を制限する事になることから、景観に関するさらなる意識の醸成を図るとともに、景観計画を見直す必要があります。 	景観・公園	<p>景観に関する市民意識の高揚を図ります</p> <p>都市計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然風景や城下町の伝統・風格を活かした魅力ある景観形成をめざすために、関係各所との調整を行い、景観に関する市民の理解促進を図ります。 ● 国補助を活用して景観計画見直し業務に着手します。 ● 都市施設の整備や老朽化施設の維持補修や更新については、緊急度・重要度の高い施設から順次整備します。 ● 公共サインを整備する際には、公共サイン整備ガイドラインに基づき設置者に対して助言を行います。
<p>【道路・河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路は、市民の生活や経済活動に不可欠で最も基本的な社会資本として大きな役割を果たし、多様な機能を有します。 ● 市道の整備は、道路改良や交通安全対策、維持管理など機能の向上や現状の機能維持を図るため、必要性が高い路線について選択と集中による効果的な整備を進めます。 ● 市は 1500 橋を超える橋梁を管理しており、建設後 50 年が経過する橋梁の老朽化が進んでいます。 ● 浸水被害対策として、淀川水系河川整備計画に基づく上野遊水地と川上ダムの運用、河川改修や河道掘削を進めます。 ● 生活圏の内水排水対策として、地域を流れる小河川や排水路には、浸水被害の発生を軽減するために、複数の内水排水ポンプなどが設置されています。 ● 国などに要望等を行うため同盟会を設立し、事業を進めてきました。今後の事業推進や人材の確保などを要望します。 	<p>【道路・河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路の効果的な整備や持続可能な維持管理を続けるには、地域と連携し、計画的な修繕や整備を行うことが必要です。 ● 河川の浚渫により発生した土砂の処分に苦慮しており、残土処分地の提供など地域の協力が必要となっています。 ● 予想を超える水害が発生している中、河川改修や河道掘削工事などの対策を継続的に実施することが必要です。 ● 内水排水ポンプなどの大規模な改修が必要になることが予想されます。これらの改修費用は維持管理経費に該当しますが、国庫補助事業が存在しないため、予算が厳しい状況です。 ● 当市の立地上、中部及び近畿、両方の地方整備局や出先機関などに要望することが必要で、時間がかかります。また、名神名阪連絡道路など両方の地方整備局をまたぐ事業もあり、どちらが主体となるか、国による調整を待つ必要があり、そのため、一層計画実施が遅くなることがあります。 	道路・河川	<p>安全・安心な道路ネットワークの確保を行い、災害に強いまちづくりを進めます</p> <p>道路河川課、建設管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工事コスト縮減に努め、重要度や優先順位を的確に判断し、市民のニーズとのバランスをとりながら道路整備の進捗を図ります。 ● 安心で安全な市民生活を守るため防災・減災上の観点から、河川内の堆積土や樹木を除去し河川環境の保全を図ります。 ● 橋梁の長寿命化修繕計画に基づき予防保全型による持続的なインフラメンテナンスへと転換を図ると共に、橋梁の集約化や撤去などを進めます。 ● 河川改修と河道の掘削工事が迅速に完了するよう、必要な予算を確保するため、国、県、関係機関への要望活動を積極的に進めます。 ● 突発的な災害発生時にも迅速な緊急対応が可能となるよう、内水排水ポンプなどの施設の日常的な維持管理の徹底を行い、災害対策の充実を図ります。 ● 施設機器の安定した運転のため、定期的な点検を行い、適切な管理を行います。 ● 中部地方整備局、近畿地方整備局の両整備局の要望の調整を行っています。

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

めざす姿

誰もが安心な住環境で暮らす

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
こどもが育つ、
大人も育つ

【継承と変革】
持続可能なまちを
未来に引き継ぐ

【これからの自治】
つながりを結び直す

計画	伊賀市国土強靱化地域計画、伊賀市建築物耐震改修促進計画、伊賀市公営住宅等長寿命化計画、第2次伊賀市空き家対策計画、古民家等再生活用指針、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、伊賀市立地適正化計画、特定空き家等対策計画
----	--

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の耐震化を建物所有者、地域で問題を認識し、取り組みます。 市営住宅の建替時は、官民連携によるマネジメント強化を図ります。 空き家の所有者として適正に管理に努めます。 事業者は活用可能な空き家を流通や活用に向けて取り組みます。 所有者などとの関係性の構築に努めることで、空き家が放置されないよう取り組みます。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 住宅・建築物の耐震化をはじめ、防災等に対する取り組みを広げるため、自分たちの地域は自分たちが守るという意識を持ち、課題等を認識し共有します。 公営住宅長寿命化計画等に基づき、市営住宅の建替・改善の促進については、必要に応じて、市民、関連事業者と協議を行います。 空き家化の予防に向けて地域全体で所有者の把握に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性が不足する住宅及び民間建築物における耐震診断・耐震改修の促進を図るための情報提供及び支援事業等を推進します。 国の交付金事業を活用し、市営住宅の建替・改善事業を進めます。 空き家の流通や活用を推進することで空き家化の予防に向けて、各種団体などと協力します。 放置された空き家の適正な管理に向けて指導等に取り組みます。

現 状	課 題	具体的な取り組み	
〔住宅等の耐震化〕 <ul style="list-style-type: none"> 2018(平成 30)年度末の伊賀市における耐震化率は 81.8%で、国が推計した全国の耐震化率 87%と比較して低い状況となっており、「伊賀市建築物耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震化の目標を定めています。 住宅の耐震化率の向上に向けて、年2回の戸別訪問やパネル展示等の広報活動を行っています。 	〔住宅等の耐震化〕 <ul style="list-style-type: none"> 耐震事業の補助金により、耐震診断の申請者負担は無料ですが、耐震補強工事については申請者の費用負担が高額となることもあり、耐震診断から耐震補強工事への移行が年間数件程度となっており、懸念されている南海トラフ地震に備え、耐震化をさらに推し進める取り組みが必要です。 	住宅等の耐震化	南海トラフ等の大規模地震に備え、木造住宅等の耐震化を推し進めます 住宅課 <ul style="list-style-type: none"> 市民の生命や財産を守ることができる住まいの安全を確保するため、耐震診断・耐震改修に係る情報提供(出前講座・庁内パネル展示・対象住宅への戸別訪問等)により、耐震事業の啓発を行います。 耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、建物除却工事、ブロック塀撤去工事、耐震シェルター設置工事等に対する支援を継続します。 耐震補強工事のコスト低廉化工法の周知を図り、安価な工法での普及を図ります。
〔市営住宅〕 <ul style="list-style-type: none"> 2023(令和5)年度末の伊賀市の市営住宅の管理戸数は 1,570戸で、これらの住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用することは重要な課題となっており、2013(平成 25)年に伊賀市公営住宅等長寿命化計画を策定(2019(令和元)年に改訂)し、国の補助金を活用した改善事業(屋上防水改修工事等)を計画的に行っています。 	〔市営住宅〕 <ul style="list-style-type: none"> 住宅ストックの現状を考慮しつつ、効率的・効果的に市営住宅の活用(建替、用途廃止、改善、維持管理)を実施していく必要があります。 	市営住宅	市営住宅の効率的かつ円滑な更新をめざします 住宅課 <ul style="list-style-type: none"> 国の交付金事業を活用した屋上防水改修工事等の長寿命化型改善を継続して実施し、入居者が安全安心に居住するための居住環境を提供します。 今後も住宅ストックの現状等を踏まえて、計画的に建替・改善等を実施します。
〔空き家〕 <ul style="list-style-type: none"> 計画に基づき空き家対策を実施していますが、空き家の件数は年々増加しています。 特定空き家の中でも特に危険な空き家に対して行政代執行、略式代執行を行い、家屋を撤去し、周辺環境の改善に努めています。 伊賀流空き家バンクでは360度カメラの活用により、購入希望者が事前に室内を詳細に確認できるようになり、流通の促進が図れています。 古民家等再生活用指針に基づき、中心市街地の古民家を城下町ホテルとして活用することで、空き家の活用と観光振興に寄与しています。 	〔空き家〕 <ul style="list-style-type: none"> 地方から大都市部への人口集中が依然として解消されていないことから、今後は更に空き家は増加傾向となると見込まれます。 空き家は年数が経過することで、相続や法定相続人の確知が難しくなっています。 相続により空き家を所有するケースが増えていますが、相続登記を行っていないため所有者不明となる物件や相続放棄による所有者不存在の物件に対する対応が数多く出てくることを見込まれます。 古民家の活用に関しては、掘り起こしとマッチング、また、進出事業者の資本など各種のバランス関係があることから急速に増設することは難しいと考えられます。 	空き家	住環境の安全性の確保や街並みや景観の保全、不動産価値の維持・向上、地方創生や地域経済の活性化等地域社会の維持、活性化に向けて取り組みます 空き家対策室 <ul style="list-style-type: none"> 居住可能な物件に関して、伊賀流空き家バンクへの登録について啓発します。 伊賀流空き家バンクは情報発信力を強化し、空き家の流通量の増加に努めます。 空家管理活用支援法人制度を活用することで、所有者が早期に家屋の処分方法などを決定するための相談支援体制の充実に努めます。 住環境の安全性確保に向け、放置されている空き家に対しては、管理不全空家、特定空家制度に基づいて適切に指導、勧告を行うことで、放置空家の縮減に向けた取り組みを推進します。 放置空家の中でも倒壊の危険性が高い建物や、所有者が不明若しくは所有者に解体資力の無いものに関しては環境を配慮しつつ、優先順位を決めたくえで代執行を行います。 古民家等再生活用指針に基づき、街並や景観の維持に配慮しつつ古民家の活用促進を行うことで地域の活性化に取り組みます。

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

めざす姿

身近なバスや鉄道に愛着を持ち、
みんなで支える

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】

- こどもが育つ
- 大人も育つ

【継承と変革】

- 持続可能なまちを
- 未来に引き継ぐ

【これからの自治】

- つながりを結び直す

計画	伊賀市地域公共交通計画、鉄道事業再構築実施計画
----	-------------------------

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通を地域の財産ととらえマイレール、マイバスの意識を持って、公共交通を活用します。 公共交通を活用することが、環境への負荷軽減につながることを理解します。 関連事業者は、市民や来訪者などにとって利便性の高い公共交通サービスの提供に努めます。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の交通ニーズや課題を把握し、自らが主体となるような取り組みなどの解決策を検討します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 伊賀市地域公共交通計画に基づき、バスや鉄道などの公共交通機関が、市民の移動手段として確保維持、活性化できるように、交通サービスの提供、利用促進等に交通事業者や地域とともに取り組みます。

現 状	課 題	具体的な取り組み	
【交通デザイン】 <ul style="list-style-type: none"> 2021(令和3)年度に策定し、2026(令和8)年度までを計画期間とする伊賀市地域公共交通計画に基づき、公共交通に係る事業の進捗管理を行っています。 国や県においても、公共交通の重要性が見直されており、高齢者等交通弱者の移動手段を提供する重点的な取り組みが行われています。 	【交通デザイン】 <ul style="list-style-type: none"> 人口減少やコロナ禍を契機とした生活様式の変化により、公共交通全体の利用者数が減少しています。 ライドシェアやスクールバス混乗、地方版 MaaS、自動運転など、これまでにない運行手法や技術の導入の可能性を検討する必要があります。 	交通デザイン	目指すべき市の将来像を実現するため、総合的な公共交通ネットワークを形成します 交通戦略課 <ul style="list-style-type: none"> 伊賀市地域公共交通活性化再生協議会が主体となり、公共交通ネットワークの利便性の向上、維持活性化のための施策を推進します。 2027(令和9)年度からの新たな交通計画策定にむけて、現況を把握・分析するとともに、新たな運行手法や技術の導入に取り組み、計画策定を進めます。 あらゆる移動手段の活用を検討するため、他部局との連携・調整を進めます。 公共交通利用が環境負荷の軽減につながることを意識した利用促進を実施します。
【バス】 <ul style="list-style-type: none"> 市内のバス交通は、営業路線バス、廃止代替バス、行政サービス巡回車、地域運行バスにより運行されています。 いずれのバス交通も地域住民の生活や社会参加に欠かせない存在ですが、近年の人口減少や少子化、マイカーへの依存などから利用者の減少傾向が続いています。 現状のままでは、持続可能な公共交通網の形成、その確保維持が困難です。 	【バス】 <ul style="list-style-type: none"> 営業路線は、利用者の減少により、減便等、更なる利便性の低下が懸念されます。 行政サービス巡回車は、住民の生活スタイルに合った運行ができていません。 運行組織の設立が必要となる地域運行バスは、実施地域が拡大していません。 交通空白地については、ライドシェアやデマンド運行等の新たな運行手法の導入などを検討する必要があります。 	バス	安定的で持続可能な交通サービスの提供に向けた取り組みを進め、誰もが公共交通を使用し移動できるネットワークの形成を図ります 交通戦略課 <ul style="list-style-type: none"> 営業路線バスは、利用促進を図り、現状の運行形態を維持します。 行政サービス巡回車は、地域の現状を把握し、利用者の目線で、運行方法、時刻や運行ルートを見直します。 地域運行バスは、支援制度の活用等により、実施地域の拡大を図ります。 交通空白地の課題解決に向け、新たな運行手法の導入の可能性を探ります。
【鉄道網】 <ul style="list-style-type: none"> 市内の各鉄道路線は、市内外への通勤通学などに必要な路線であり、市内外に移動するための交通ネットワークの基軸でもあります。 沿線人口の減少などにより、利用者数の伸び悩みや減少傾向が続いています。 2022(令和4)年4月に JR 西日本が JR 関西本線を大量輸送機関としての鉄道の特性を發揮していない線区として公表されたことを機に、沿線の府県・市町村一体となった利用促進等の取り組みが進められています。 	【鉄道網】 <ul style="list-style-type: none"> 線区の活性化の取組には、沿線自治体の更なる連携強化が必要です。 利用者を増加させるためには、鉄道施設の利便性の向上が必要です。 沿線人口の減少に伴う利用者のさらなる減少により、列車の減便など利便性がさらに低下することが懸念されます。 	鉄道網	市内各駅年間利用者数の増加により、交通ネットワークの基幹軸である鉄道路線を維持します 交通戦略課 <ul style="list-style-type: none"> 関係同盟会などによる、各沿線の府県、市町村の連携を強化し、線区の活性化に取り組みます。 鉄道事業者と連携し、施設のバリアフリー化や近代化整備を進め、利便性を向上させ、利用促進を図ります。 沿線地域や企業、団体と共に鉄道利用者の増加につながる取り組みを進めます。 鉄道事業者への働きかけと連携協力により、運行本数の維持、接続性の強化を図ります。 市外からの誘客を進めるため、観光部局との連携を強化します。
【伊賀線】 <ul style="list-style-type: none"> 伊賀鉄道伊賀線は、利用者の大半が、通勤・通学による利用であり、伊賀市民の生活、伊賀市のまちづくりに欠かせない重要な路線です。 鉄道存続のため、2017(平成 29)年度から、鉄道事業再構築実施事業により、市が鉄道施設や車両を保有し、運営を伊賀鉄道株式会社が行う、公有民営方式による運営を行っています。 市と伊賀鉄道株式会社が連携し、安心・安全かつ安定的な運行のための施設等の更新や維持管理を行い、様々な取り組みにより活性化に取り組んでいます。 	【伊賀線】 <ul style="list-style-type: none"> 伊賀鉄道伊賀線に対する市民意識の向上を図る必要があります。 沿線人口の減少などにより利用者が減少しています。 近年の物価高騰、人件費の高騰による伊賀鉄道の運営経費、伊賀市が管理する施設の保守・更新費用は年々増加傾向にあります。 	伊賀線	効果的な取り組みを進め、利用者数の増加を図ることで、伊賀鉄道の安定的な運営を継続します 交通戦略課 <ul style="list-style-type: none"> 市民や地域の各主体と連携して、伊賀線を守り育てるマイレール意識の醸成を図ります。 通勤・通学利用者数の維持、増加に取り組みます。 伊賀鉄道の魅力を内外に発信します。 伊賀鉄道が物価高騰などの社会情勢の変化に的確に対応できるように、近畿日本鉄道と連携し、組織力の強化に取り組みます。 地域鉄道である伊賀鉄道が安定的な運営や施設の保守更新を行えるよう、財源の確保や、国県に対する必要な働きかけを行います。 2027(令和9)年4月以降の運用に関し、新たな鉄道事業再構築等実施計画の策定を行います。 市外からの誘客を進めるため、観光部局との連携を強化します。

めざす姿

子どもを安心して産み、育てることができる

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
こどもが育つ、
大人も育つ

【継承と変革】
持続可能なまちを
未来に引き継ぐ

【これからの自治】
つながりを結び直す

計画	伊賀市地域福祉計画、(仮称)伊賀市こども計画、伊賀市障がい児福祉計画
----	------------------------------------

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 「こどもは伊賀の宝」として、子育て家庭に対する理解を深め、地域の子育て家庭を応援します。 子育てに関わるさまざまな活動に参加するよう努めます。 企業は、従業員が仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭を見守り、気軽に集まれる場づくりに努めます。 地域のこどもは地域で育てると意識のもと、こどもの見守り体制を整えます。 地域の豊かな資源を活かしながら体験、交流により、感性豊かな子育てに協力します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> すべてのこどもが健やかに成長できる支援体制を整えます。 保護者が共に働き、共にこどもを育てる環境づくりを進めます。 持続可能な幼児教育・保育を提供するため、官民連携で適正な保育所、幼稚園等の運営を行います。

現 状	課 題	具体的な取り組み
【こども家庭支援】 <ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯が抱える課題が多様・複雑化しています。 身近な地域において、発達障がい児等やその家族が必要な支援を受けられるよう切れ目のない支援を行っています。 2022(令和4)年度に不妊治療が保険適用となり、2023(令和5)年度から市独自で治療費助成を行う中で、不妊治療を受ける夫婦等が増加しています。 	【こども家庭支援】 <ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭へ個別に寄り添い支援できる体制を強化する必要があります。 出産や子育てについて、医療分野との連携体制を強化する必要があります。 こどもの発達について、早期に相談支援できる体制を強化する必要があります。 不妊治療の長期化や保険適用の場合等は治療費が高額となり、経済的負担が大きくなっています。 	こども家庭支援 安心してこどもを産み子育てができるよう、切れ目のない支援体制を整えます こども家庭支援課 <ul style="list-style-type: none"> 子育てしやすい環境づくりや夫婦で子育てする共育てを推進するとともに、親子の交流の場を提供します。 妊娠期から子育て期において、保健師等専門職により、支援の必要なこどもや家庭を早期に見発見・把握し、必要なサービスが適切に提供できるよう、相談支援ダイヤルを設置するなど、切れ目のない伴走型の相談支援を行うとともに、産科や小児科等医療分野との連携体制を整えます。 身近な地域において、発達障がい児等やその家庭への支援が適切に行われるよう、保健、保育、教育、障がい福祉、医療等の各分野が連携し、それぞれのこどもの発達特性に添った途切れのない専門的支援を行います。 市独自の不妊治療費助成を継続します。
【子育て】 <ul style="list-style-type: none"> こどもを取り巻く環境の厳しさが増し、価値観も多様化するなか、全てのこどもが安全で安心して過ごせる多様な居場所を確保していく必要性が高まっています。 	【子育て】 <ul style="list-style-type: none"> 社会全体として対策を図るべき子どもをとりまく貧困や虐待など、すべてのこどもとその家庭が安心し、子育てすることができる環境づくりを推進する必要があります。 	子育て こどもが安心して過ごせる環境で健全育成を図ります こども未来課 <ul style="list-style-type: none"> 伊賀市こども計画に基づく事業を展開していくことで、こどもと若者及び保護者がともに成長し、子育てを通して喜びや幸せを得られる環境づくりを進めます。 子育て家庭の経済的負担を軽減し、こどもの健全な育成を支援するため、国の制度に基づき、各種手当の支給を行います。
【幼児教育・保育】 <ul style="list-style-type: none"> 0～2歳児の保育ニーズの高まりにより、私的待機児童が増加しています。 多様な保育対応が必要となるケースが増え、保育士の加配が必要となっています。 3歳以上児の副食費無償化、おむつの持ち帰り廃止など支援が充実しています。 保育計画、保育目標の実現に向け、人権保育、インクルーシブ保育に取り組んでいます。 	【幼児教育・保育】 <ul style="list-style-type: none"> 園児数の偏りにより、保育所の統合、小規模園の活性化が必要です。 低年齢児の保育ニーズや多様な保育を実施するため、私立保育所等に対し、保育士の確保や加配等の支援が必要です。 保育業務の効率化を推進し、子どもと向き合う時間を増やす必要があります。 	幼児教育・保育 質の高い持続可能な幼児教育・保育を提供し、就学前の子育てを支援します 保育幼稚園課 <ul style="list-style-type: none"> 出生数や地理的条件を考慮し、保育所の統合、認定こども園化等を行い、適切な規模による保育と施設更新による安心安全な保育の提供を進めていきます。 小規模園では地域の自然環境等を活かした特色ある保育を実施し、地域と協働し活性化を目指します。 低年齢児の保育ニーズの増加に対応するため、小規模保育等の地域型保育事業の推進、誰でも通園制度の実施を進めていきます。 保育計画の実現にむけ、人権保育、インクルーシブ保育を推進します。 私立保育園等に対する保育士確保、配置に対する支援を行います。 保育士が子どもと向き合う時間を増やすためサポート職員を配置します。

めざす姿

あらゆる差別が解消され、
お互いの人権が尊重される

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】

- こどもが育つ、
- 大人も育つ

【継承と変革】

- 持続可能なまちを
- 未来に引き継ぐ

【これからの自治】

- つながりを結び直す

計画	伊賀市人権施策総合計画、伊賀市男女共同参画基本計画
----	---------------------------

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな人権課題について、あらゆる機会を通じて、より正しい理解・認識に努めます。 ・市等が実施する取組に積極的に参加し、戦争の記憶を次世代へ継承します。 ・事業者や各種団体等は、女性の能力活用を積極的に進めるとともに、役職等への積極的な登用に努めます。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・啓発を行うリーダーを中心に、それぞれの地域における人権課題の解決に向けて、地区懇談会等を通じて、人権啓発の取組に努めます。 ・地域における取組に女性の意見を積極的に取り入れ、誰もが参加しやすい事業を推進します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・市民全員に差別をなくす当事者としての自覚を促します。 ・職場や地域で人権教育・啓発を担うリーダーを育成するための研修機会を提供します。 ・平和の尊さや戦争の悲惨さを認識してもらうための効果的な事業のあり方を検証し提供します。 ・あらゆる分野における男女共同参画を推進します。

現 状	課 題	具体的な取り組み
【人権啓発】 <ul style="list-style-type: none"> ● 部落差別をはじめあらゆる人権問題が存在し、市民意識調査の結果等からも多くの市民が差別被害を受けている実態があります。 ● インターネットや SNS 上では、個人への誹謗中傷等の差別的な投稿が後を絶たず、また内容が悪質化・巧妙化しています。 ● 人権講演会等の開催のほか、広報やホームページ等を活用しながら情報を発信し、市民に人権に触れる機会を提供しています。 ● 人権に関わる相談窓口の周知とともに、相談対応に関する研修等に担当職員が参加し、スキルアップに努めています。 ● 性的マイノリティへの支援に関する取組として、「パートナーシップ宣誓制度」をはじめ、アライの普及・啓発等、他自治体より先進的に進めています。 	【人権啓発】 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業参加者の固定化や高齢化の傾向が強く見られます。 ● 人権問題に関する学習経験が一度も無い市民が多数いることが市民意識調査の結果から明らかになっています。 ● 差別被害の事案が潜在化していることが実態調査等から明らかになっており、相談窓口の周知が不十分です。 ● 何が差別に該当するのかなどが明確でないことが、無意識・無自覚による差別行為等が発生させる要因になっています。 ● 市民意識調査の結果において、性的マイノリティへの差別解消に対する否定的・懐疑的な意見が多く、差別の実態や現状認識が十分に進んでいません 	人権啓発 <p>多様な主体と協働し市民の人権意識を高めることにより、お互いが尊重される「人権文化都市」の構築をめざします</p> <p>人権政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 参加者アンケートの意見を基に、誰もが参加しやすい事業の展開を図るとともに、これまで啓発が充分に行き届いていない年代層等を対象とした事業を展開します。 ● あらゆる媒体を活用して情報発信し、市民等に人権学習の機会を提供します。 ● 既存の相談窓口の周知を促進するとともに、電子媒体等を活用した相談の掘り起こしを検討します。また、差別や人権侵害を受けた相談者の思いに寄り添い、抱えている悩みや問題の解決のため、関係機関等との連携を図ります。 ● 何が差別に該当するのかなどについて一定の基準等を示した「差別解消ガイドライン」を人権課題別に順次作成します。 ● 継続的に学習会等の取組を実施し、市民理解の増進を図るとともに、パートナーシップ宣誓制度と連動した市独自の「性の多様性に関する条例」を制定します。 ● 中期的な取組として、人権相談や人権救済・支援体制の構築を進めます。
【非核平和】 <ul style="list-style-type: none"> ● 市内中学生 10 名を被爆地広島市へ派遣し、平和の尊さや戦争の悲惨さを現地を感じる学習を実施しています。 ● ひゅーまんフェスタにおいて、派遣中学生が現地で感じたこと等を報告することにより、非核平和への思いを多くの市民に向けて発信しています。 ● 市内のすべての中学3年生に対して、平和に関するアンケートを実施し、平和への貢献に対する意識等を調査しています。 	【非核平和】 <ul style="list-style-type: none"> ● 若年層の人たちにとって、戦争や原爆が既に「歴史の一部」との認識が強くなっています。 ● 戦争未経験の世代が年々増加し、平和の尊さや戦争の悲惨さが伝わりにくい状況が進んでいます。 ● 戦争の記憶を将来へ継承していくために、自分事として考える機会を提供するための方法を検討していく必要があります。 	非核平和 <p>平和の尊さや戦争の悲惨さを自分事として感じる機会を提供し、非核平和に関する意識の醸成を図ります</p> <p>人権政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 非核平和への願いを次世代につないでいくため、中学生の被爆地広島市への派遣事業に取り組みます。 ● 派遣事業に参加した生徒が現地で感じた思いを他の生徒にも共有するために、教育委員会と連携し、各中学校における還元学習に取り組みます。 ● 戦争未経験の市民に平和の尊さを訴えかける事業を展開し、市民意識の共有を図ります。
【男女共同参画】 <ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる分野における男女共同参画の推進に向けて、審議会等や住民自治協議会における女性登用率の向上を図っています。 ● 女性の社会進出には男性の理解が欠かせないことを踏まえ、女性対象だけではなく、男女がともに学習できる機会を提供しています。 ● 目的別の各種講座の開催や女性特有の様々な悩みを法的に解決するための支援として、女性法律相談を実施しています。 	【男女共同参画】 <ul style="list-style-type: none"> ● 審議会等や住民自治協議会における女性登用率が低く、政策・方針決定の過程や地域活動における男女共同参画が進んでいない状況にあります。 ● 市民の中に性別による「固定的役割分担」の意識が強いことが、意識調査の結果から明らかになっています。 ● 男女共同参画の推進に関する取組への参加者が全体的に少ない傾向にあります 	男女共同参画 <p>性別に関わらず、誰もがあらゆる場で活躍できる社会の実現をめざします</p> <p>人権政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性登用率の低い審議会等の委員選出前に個別にヒアリングを行い、実情を聞き取るとともに、組織における女性参画の重要性を説明します。 ● 住民自治協議会に対して地域の取組における男女共同参画の意義を説明し、女性登用を働きかけます。 ● 女性活躍を推進するため、女性対象の事業に継続的に取り組むとともに、男性対象の事業についても展開します。 ● 定期的に発行している情報誌を通じて、市民に向けて伊賀市における男女共同参画推進の考えを発信します。

めざす姿

一人ひとりが部落差別と向き合い、差別が解消されている

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
こどもが育つ、
大人も育つ

【継承と変革】
持続可能なまちを
未来に引き継ぐ

【これからの自治】
つながりを結び直す

計画	伊賀市人権施策総合計画、部落差別解消推進計画
----	------------------------

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 地域で開催される人権に関する講座や地区懇談会などに使命感を持って参画するよう努めます。 部落差別をはじめあらゆる差別を解消する主体者としての自覚を持ち、人権が尊重される社会づくりに努めます。 企業は、人権が尊重される職場づくりを基礎に、人権デューデリジェンスを通じて、人権を尊重する社会づくりに貢献するよう努めます。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発を行うリーダーを中心に、地域で学習会や地区懇談会を行い、部落差別のない社会づくりをめざし、人権啓発の取り組みに努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 行政が行う人権啓発の取り組みを通じて、市民全員に差別をなくす当事者としての自覚を促します。 職場や地域で人権啓発を担うリーダーを育成するための研修機会を提供します。 隣保館等を拠点として活動する各種団体等の支援を行います。

現 状	課 題	具体的な取り組み
<p>〔同和〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」の規定に基づき、あらゆる人権課題の中でも、部落差別をなくすため、全庁的な市の取り組みだけでなく、国・県や関係機関、団体、市内の企業・事業所を始め、市民一人ひとりが部落差別の解消に向け、取り組むべき指針として、2024(令和6)年5月に、伊賀市部落差別解消(第4次同和施策)推進計画を策定しました。 隣保館は、地域の高齢化が進み、高齢者世帯や単身者世帯が増えるなか、地域内のコミュニティづくり、生活上の総合相談事業や人権課題の解決に向けた、保健、福祉などの総合的な拠点となっています。 児童館では、児童に健全な遊びを提供することにより、健康を増進し情操を豊かにする活動を行っています。 	<p>〔同和〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 今なお部落差別が残る中、社会情勢が厳しくなると、社会が抱える矛盾や人権侵害は、部落差別を受けている地域の経済や生活等に大きな悪影響を及ぼし、その地域の部落差別の実態を踏まえ、現在社会が抱えている矛盾や人権を大切に社会の構築をめざし、伊賀市部落差別解消(第4次同和施策)推進計画を策定しました。この計画に基づき、全庁的な市の取組に加えて、国・県や関係の諸機関や団体、市内の企業・事業者を含め広く市民が参画し差別解消に向けた取組を進める必要があります。 隣保館で取り組む地域交流事業では、高齢化に伴い、教室に参加する人の利用率が低い状況にある隣保館もあります。そのため、交流の場として、あるいは相談や人権学習の場として、より一層の隣保館活動についての周知が必要です。 児童館では、児童に健全な遊びを提供することにより健康を増進し、情操を豊かにするだけでなく、保護者会、子ども会等の地域組織活動の育成を図る等、児童の健全育成に関する総合的な事業を行う必要があります。 	<p>同和</p> <p>社会全体から部落差別をなくし、隣保館・児童館機能の充実させます 同和課</p> <ul style="list-style-type: none"> 同和問題の早期解決の視点に立った取り組みを進めるため、部落差別を受けている地域の実情や施策ニーズに基づく生活困窮者への対策などを体系的に整理するため、生活実態調査を実施します。 部落差別の解消に向け、教育集会所や児童館を含め隣保館を人権相談の拠点として位置づけ、差別被害者の救済と、加害者に対する再発防止の取組を実施するなど、周辺地域と一体となった隣保館の活用を進めます。

満足度 50% 参画度 50%

めざす姿

子どもたちが、未来に夢や希望を持つことができる

↑ 満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
こどもが育つ、
大人も育つ

【継承と変革】
持続可能なまちを
未来に引き継ぐ

【これからの自治】
つながりを結び直す

計画	教育大綱、教育方針、いじめ防止基本方針
----	---------------------

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	・「子どもは宝」の考えのもと、学校・幼稚園と手を携え、子どもたちが夢を実現できるよう子どもたちの支援に努めます。家庭においては、子どもの学習環境を整備し、学習時間・読書時間の確保に努めます。
地域 (住民自治協 議会)	・子どもたちをともに育てるという意識を持ち、学校運営協議会や学校支援地域本部の活動など学校・幼稚園に積極的にかかわり、子どもの学びと育ちを支えます。
行政	・子どもたちが個性を伸ばし、夢を追い求められるよう、一人ひとりが確かな人生観を持ち、心豊かで健やかに成長する教育をめざすとともに、教職員が生きがいをもって働ける環境づくりをめざします。

現 状	課 題	具体的な取り組み
<p>【学校マニフェスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> マニフェストを作成し、公表・評価、改善を行い、学校(園)経営の質の向上に努めています。 全国学力調査の結果は、小学校は高く、中学校は低い傾向が続いています。 タブレット端末を有効に活用し、一人ひとりの個性に応じた教育を推進しています。 アドバイザーをモデル校に配置し、児童の読書習慣の改善に取り組んでいます。 職場体験学習を中学校で実施しています。 	<p>【学校マニフェスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学力の向上には、教職員の授業改善等に課題が見られます。 全国学力調査の結果、中学生が全国平均を下回っている状況が続いており、学力の向上を図る必要があります。 全国と比べて伊賀市の児童生徒は、家庭学習の時間が短く、読書の時間も短いといった経年的な課題があります。 職場体験学習について、受け入れ不可となる事業所も出てきています。 	<p>学校マニフェスト</p> <p>確かな学力の保障、人権・同和教育の充実、キャリア教育の推進を3本柱に子どもたちの進路保障に取り組みます。 学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> 育ちのビジョンを見据え、各学校(園)がマニフェストを作成し、公表・評価、改善を行い、学校(園)経営の質の向上に努めます。 各学校において全国学力調査の結果から学力の定着状況を的確に把握・分析し、授業改善を行います。 家庭学習及び読書に係る取組を重点課題として進めます。 授業実践交流や研修を充実させます。特に ICT 機器の効果的な活用について重点的に取り組みます。 教職員の負担軽減を図り、学習指導や児童生徒への支援にさらに取り組める環境を整えます。 読書活動の推進を図るため、学校図書館司書を配置するなどの環境整備に取り組みます。 職場体験学習の受け入れ可能な事業所の情報を教育委員会から情報発信します。 地域人材との出会い学習やオンライン工場見学などの新しい取組を創造します。
<p>【児童生徒】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別な支援が必要な児童生徒や不登校児童生徒、外国人児童生徒などそれぞれのニーズに合った適切な指導や支援を行っています。 特別な支援を必要とする児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒の増加傾向が続いています。 子どもたちがやりたい部活動ができにくい状況が生まれてきています。 いじめの件数が増加しています。 	<p>【児童生徒】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別な支援が必要な児童生徒の通常学級におけるニーズにあった支援を推進していく必要があります。 不登校児童生徒へのきめ細かい対応が必要です。 初期適応指導教室に通級できない児童生徒がいます。 休日部活動の地域展開に向けて、環境の整備、予算の確保等を進める必要があります。 いじめの初期対応や体制が十分確立できていないケースが見られます。 	<p>児童生徒</p> <p>一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行います。 学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての学校で発達障がいの通級指導が可能となる体制を整備します。 特別支援教育コーディネーターや通級指導担当者などの研修の充実を図ります。 通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒についても、「個別の指導計画」を作成するよう指導します。 丁寧な日常の児童生徒の状態把握に努めるとともに、関係機関との連携を強化します。 教育支援センターを充実させるとともに、校内教育支援センターの設置を促進します。 民間フリースクール等との連携を図る等、多様な学びを支援していきます。 外国人児童生徒の初期適応指導をすべての学区の児童生徒が受けられる体制を整えます。 休日部活動の地域展開を進めるため、指導者の確保、予算の確保等に努めます。 いじめの早期発見、早期対応に取り組みます。

めざす姿

子どもたちが、安心して学ぶことができる

満足度 50% 参画度 50%

↑ 満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
こどもが育つ、
大人も育つ

【継承と変革】
持続可能なまちを
未来に引き継ぐ

【これからの自治】
つながりを結び直す

計画	教育大綱、教育方針、学校みらい構想
----	-------------------

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 学校のあり方等の協議に参画します。 児童生徒の安心安全な通学確保のため、見守りなどを行います。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 学校のあり方等の協議に参画します。 保護者や学校と連携し、より良い学校環境の保全に努めます。 児童生徒の安心安全な通学確保のため、見守りなどを行います。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 学校配置や学校規模の適正化を進めます。 教室やトイレなどの学習環境の維持向上に努めます。 安心安全な給食の提供に努めます。 施設機能等の整備を進めます。

現 状	課 題	具体的な取り組み
<p>【教育環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒数の減少、学校の急速な小規模化が進んでいます。 校区再編によりスクールバス運行路線が増え、また、通学にかかる費用負担に不均衡が生じています。 GIGA スクール構想が第2期を迎え、配置している端末の整備・更新が必要です。 経済的理由により修学が困難な学生は増加傾向の中、奨学金の申請者数は想定より少ない現状です。 	<p>【教育環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の児童生徒数から、適正な学校・学級規模について、総合的な検討が必要です。 遠距離通学の方法を検討、保護者の費用負担の不均衡を是正する必要があります。 端末の整備・更新とともに家庭で使用するための環境支援や機器保守などを継続的に行う必要があります。 奨学金制度の周知を図り、より幅広く支援を行う必要があります。 	<p>児童生徒が安心・安全・快適に学べる教育環境づくりを進めます</p> <p>教育総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育のあるべき姿や小中学校の適正な学校規模や配置、体系等の基本的な考え方になる伊賀市学校みらい構想基本計画に基づき、早期に適正化の検討が必要となる学校区を選定し、保護者や地域住民の方に参画いただきながら協議を行います。 児童生徒の安心・安全な通学を最優先に、公共交通機関や地域の実情を勘案した通学方法を検討します。 三重県 GIGA スクール構想推進協議会が実施する共同調達により、計画的な端末整備・更新を行うとともに、各計画に基づき、安定・継続した ICT 環境整備に努めます。 奨学金制度の周知方法を多様化し、募集回数を増やすとともに、所得要件を緩和した新たな奨学金制度により、多くの学生に支援が行き届く環境を整えます。
<p>【学校施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「学校施設長寿命化計画」の施設整備実施計画において、国の補助金前倒し予算配当により、順調に計画を遂行しています。 施設改修においては、未設置教室への空調設備設置やトイレの洋式化工事を計画的に進めています。 給食提供については、自校方式施設の老朽化が進んでいることや運営経費削減の目的で、センター方式への移行を進めています。 	<p>【学校施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024(令和6)年5月に施設整備実施計画を5ヵ年分更新しました。財政状況や社会情勢等の動向や現在検討中の「伊賀市学校みらい構想」の進捗によっては、見直しを図るなどの対応が必要になります。 食育推進のため、地場産食材の優先活用が必要です。給食センター夢と自校式給食については、厨房設備等の修繕が増えていきます。 	<p>学校施設長寿命化計画に基づき、長寿命化の視点に立った施設整備を計画的に行います。</p> <p>教育総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に事業に取り組み、かつ、適宜修繕を行い施設の機能維持を図ります。 老朽化してきている機器(空調機、プールろ過機など)及び設備(防水、内外装の傷みなど)の更新年次計画を策定します。 市内の学校で、継続して食育推進を図り、地場産食材を優先活用する取り組みが必要です。 児童・生徒が安心安全に学校生活を過ごせるよう施設の保守・点検を行います。 情報の積極的な発信、地元食材の積極的活用等により、給食に対する児童生徒の関心をより高め、残食の減少や食育の充実につなげます。 安定した給食提供のためセンター方式を進めるとともに、給食センター夢の厨房設備等の維持更新を図ります。

めざす姿

生涯を通じ、生きがいを持ち活躍することができる

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
こどもが育つ、
大人も育つ

【継承と変革】
持続可能なまちを
未来に引き継ぐ

【これからの自治】
つながりを結び直す

計画	教育大綱、教育方針、生涯学習推進指針、伊賀市人権施策総合計画、伊賀市同和施策推進計画 伊賀市人権同和教育基本方針、伊賀市新図書館基本計画、伊賀市こども計画 三重県子ども読書活動推進計画
----	--

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育講座や図書館を利用し、生涯を通じて学び、地域づくりに活かします。 子どもの読書活動を進め、読み聞かせグループの活動等に取り組みます。 青少年の健やかな成長を地域ぐるみで見守り、啓発活動等に取り組みます。 さまざまな人権課題について、あらゆる機会を通じて、より正しい理解・認識に努めます。 住民一人ひとりが住み慣れた地域で差別や偏見のない、人間らしく心豊かに暮らすことができるようなまちづくりをめざします。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 新たな生涯学習推進体制により、講座や本に親しむ機会等地域住民の学びの場を提供します。 青少年の健やかな成長を地域ぐるみで見守り、啓発活動等に取り組みます。 人権教育・啓発を行うリーダーを中心に、それぞれの地域における人権課題の解決に向けて、地区懇談会等を通じて、人権啓発の取組に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> なるべく身近なところで、また、時間にとらわれず市民が学べる環境を整え、地域で活躍できる人材を育成します。 「輝け！いがっ子憲章」を具現化する事業に取り組みます。 図書館機能の拡大とサービスの充実に努め、図書サービスの提供、子どもの読書活動等を推進します。 今日的な人権課題に関する取組を通じて、市民全員に差別をなくす当事者としての自覚を促します。また、職場や地域で人権教育・啓発を担うリーダーを育成するための研修機会を提供します。 教育集会所等を拠点として活動する各種団体等の支援を行います。

現 状	課 題	具体的な取り組み
<p>【生涯学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地区市民センター等に生涯学習支援員を配置し、生涯学習課には、社会教育指導員を配置し、資質能力向上の研修会を開催しながら、生涯学習の推進を図っています。 部落問題をはじめ個別の人権課題を学ぶ機会の確保と、人権同和教育を進める人材の育成や、差別をなくす仲間づくりを進める事業を行っています。 	<p>【生涯学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域に根差して生涯学習支援員が生涯学習を推進していますが、各地域において格差があります。 部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃するためには、行政・地域・企業・市民が一体となって学習の場を広げ、それぞれが人権意識の視点をもって主体的に人権同和教育を推進することが必要です。 	<p>生涯学習</p> <p>学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の実現、ウェルビーイングの実現に向けた取り組みを進め、ネットワークの構築に繋がります。</p> <p>生涯学習課</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもから大人まですべての市民が、いつでもどこでも学べる体制づくりを推進し、市民の学習活動への参加意識の高揚を図ります。 各地域の住民自治協議会に生涯学習活動事業を委託し、地域における課題解決のための生涯学習事業を展開していきます。 各地域の生涯学習推進状況を把握し、研修の機会の確保や、社会教育指導員からの指導・助言に努め、生涯学習支援員の更なるスキルアップを図ります。 人権同和教育を推進するリーダー育成や人権に関する相談体制を充実するために、座談会形式の人権教育学習会や聴講型の人権教育研修会を開催します。 教育集会所では、小中学校地区学習会や、高校生・青年の人権学習、識字教室等を開催します。
<p>【青少年健全育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年の健全育成を推進するために、講演会や街頭啓発等を行っています。 青少年センターでは青少年非行防止や被害防止に向け、街頭補導や青少年相談窓口を設置しています。 子ども読書活動を、教育方針などに位置づけ、推進しています。 児童の多様な居場所づくりの推進のため、放課後子ども教室推進事業を実施しています。 	<p>【青少年健全育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年健全育成に向けて、市と団体がより一体化した取組を充実させる必要があります。 気軽に相談してもらえる青少年相談窓口について、さらに周知する必要があります。 伊賀市子ども読書活動推進計画を策定し、読書に親しめる環境づくりを進めていく必要があります。 放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携が必要です。 	<p>青少年健全育成</p> <p>心豊かで思いやりのある青少年の育成を推進します。</p> <p>生涯学習課</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年健全育成に係る担い手や見守り役を育てるため、市と団体が連携し、青少年健全育成講演会や街頭啓発等を行います。 街頭補導や相談窓口設置と合わせて、7月と11月には、青少年非行被害防止の取り組みとして、青少年健全育成市内一斉活動を実施します。 地域・学校・関係団体と連携して、環境浄化活動を行い、清浄な環境づくりに努めます。 家庭、図書館、学校等が連携し、子どもが進んで読書に親しめる環境づくりに取り組みます。 放課後子ども教室の開設数の維持・増加に取り組むとともに、放課後児童クラブとの連携を検討します。
<p>【図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上野図書館での施設老朽化等の諸課題を解消するため、伊賀市にぎわい忍路回廊整備に関するPFI事業により新図書館事業を進め、「いがし電子図書館」のサービスを開始しています。 持続可能な図書サービスを提供するため、図書館機能の集約・再編を進めています。 本と触れ合う機会を育むため、各種イベント、読み聞かせ事業やブックトーク事業等を行っています。 読み聞かせボランティア団体との意見交換会や研修会の開催、団体貸出など、活動の支援を行っています。 地区市民センターへの団体貸出を行い、地域での生涯学習活動の支援を進めています。 セット文庫の貸し出しやアンケートの実施により学校図書館との連携に取り組んでいます。 	<p>【図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新図書館の開館に向け、人が集い、本に親しむ機会となる事業を実施する等、利用者を増やす取り組みが必要です。 図書館機能集約・再編により図書室が閉館する地域住民に図書サービスを届ける必要があります。 読み聞かせボランティアの後継者を育成し、活動を継続する必要があります。 団体貸出など、地域での読書活動の支援が必要です。 子ども達が読書に親しむために、学校図書館との連携強化が必要です。 	<p>図書館</p> <p>図書館が「学び・創造・憩いの広場」となるよう、図書館機能の拡大とサービスの充実に努め、利用者数の増加を図ります</p> <p>上野図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> 居心地の良い空間、多様な閲覧席、自動貸出・返却機の導入など、充実した図書館サービスを行い、利用者の満足度を確認しつつ、分館や移動図書館等と連携し、利便性向上・利用拡大に努めます。 移動図書館事業は、地域の意向を踏まえた運営について検討を行います。 新図書館の運営事業者と協働しながら、優れたレファレンスを実施し、市民の図書館利用増加を図る事業や本や郷土に興味を持つことができる事業の企画・運用を行います。 読み聞かせボランティア団体の活動支援を継続して行います。 団体貸出や電子図書などの利用により地域における読書の輪を広げます。 伊賀市読書活動プロジェクトを基本に学校図書館と連携し、読書活動の推進を図ります。

めざす姿

住民自治活動、市民活動やボランティア活動が活発に行われている

満足度 50% 参画度 50%

↑ 満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
こどもが育つ、
大人も育つ

【継承と変革】
持続可能なまちを
未来に引き継ぐ

【これからの自治】
つながりを結び直す

計画	地区市民センター整備計画、地区市民センターの整備に関する方針
----	--------------------------------

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 自治活動への理解を深め、積極的に活動に参加し、地域とのつながりを図ります。 自らが社会を構成する主役ということ意識し、積極的にまちづくりに参加します。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 住民自治協議会が中心となり、地域まちづくり計画に基づいた活動を実施し、個性と魅力があふれるまちづくりに取り組みます。 市民活動団体と連携したまちづくりに取り組みます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 住民自治協議会が将来にわたり継続して活動できるよう、サポートします。 市民活動団体の安定的、持続的な活動を支援します。

現 状	課 題	具体的な取り組み
<p>〔住民自治〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域コミュニティの機能強化を図るため、地域担当職員、実務担当職員を設置しています。 ●伊賀市自治基本条例に基づき設置された住民自治協議会では、それぞれの地域において、「地域まちづくり計画」を策定し、地域包括交付金やキラッと輝け！地域応援補助金の活用により、地域課題の解決に向けた様々な取り組みを展開しています。 ●住民自治活動の活動拠点である地区市民センターに指定管理者制度を導入することにより、各地域のニーズに沿った施設運営を行っています。 	<p>〔住民自治〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民自治協議会をはじめとする地域活動の担い手不足等により活動が停滞するという問題があります。 ●持続可能な地域社会の実現に向け、未来を見据えた住民自治のあり方について検討を行う必要があります。 ●地区市民センターの指定管理については、年々導入する地域が増えてきているものの、全体の4割弱に留まっています。 	<p>住民自治</p> <p>住民自治協議会を中心に、各種団体が連携・協力し、地域が主体的にまちづくりに取り組む伊賀流自治を推進することで、地域の活力を維持し、自主自立した魅力ある地域づくりを進めます 住民自治推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民自治協議会に対し、自治基本条例に規定する財政支援をはじめ、必要な支援について、適宜見直しを行いながら継続的に行うことにより、持続可能な住民自治の実現を目指します。 ●住民自治協議会が将来にわたり継続して活動できるよう、人材育成、組織運営の強化、まちづくり計画の見直し等の支援や、ニーズに応じた研修会の開催や交流促進等を実施します。 ●地区市民センターの指定管理は、指定管理者の創意工夫により、地域ニーズに沿った施設運営が図れるとともに、地域の活動資金の確保や組織の基盤体制の強化につながることを期待されるため、引き続き導入促進に向けた取り組みを行います。
<p>〔市民活動〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民活動支援センターに市民活動支援員を配置し、市民活動団体や市民活動に関心のある人を対象に相談支援を行っているほか、活動場所の提供や、研修会を開催しています。 ●市民活動団体の立ち上げや他組織との協働、課題発見の取り組みに対し財政支援を行っています。 ●定住自立圏内で連携し、圏域内で公益的な住民活動をしている団体の周知や、住民の参加・参画への促進、団体同士の交流の場の提供等を行っています。 	<p>〔市民活動〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●団体の人員や担い手不足が深刻化しています。 ●市民活動支援センターの交流スペースの利用件数や相談件数、新規団体登録数がコロナ禍前と比較し減少傾向にあります。 ●相談内容が複雑化しており、市民活動支援員のスキルや知識がより一層求められています。 ●定住自立圏内において、圏域を越えた交流を行なっている団体は少数にとどまっています。 	<p>市民活動</p> <p>市民等の自主的なまちづくり活動と個性的で魅力あふれる地域づくり活動が展開されるよう市民活動団体に対し中間支援を行います 住民自治推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ●SNS等の様々な媒体を活用し、市民活動支援センターの認知度を高め、若い世代や新規団体、市民活動に関心がある人へのアプローチを積極的に行うことにより、人員・担い手不足の解消に務めます。また、市民活動団体の現状を把握し、ニーズに合った支援体制を構築します。 ●支援員のスキルアップのため、研修の受講や先進地視察を実施し、的確な支援ができる体制を整えます。 ●定住自立圏への名張市加入を機に、より一層圏域内での住民活動が活性化できるよう、新たな取り組みを検討します。

満足度 50% 参画度 50%

めざす姿

国籍や文化の違いを認め共生する

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】 ⊕
こどもが育つ、 ⊕
大人も育つ ⊕

【継承と変革】 ⊕
持続可能なまちを ⊕
未来に引き継ぐ ⊕

【これからの自治】 ⊕
つながりを結び直す ⊕
⊕

計画	伊賀市多文化共生指針、伊賀市多文化共生推進プラン
----	--------------------------

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 助け合いの気持ちを持って行動します。 日本人住民と外国人住民とをつなぐ、コーディネーターの確保、育成を図ります。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動でつながりをもつ機会をつくります。 外国人住民も地域の構成員であるという視点を持ちます。 地域に住む外国人キーパーソンなどが中心となる活躍の場を提供します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 多言語による相談体制や情報発信を充実します。 外国人住民が地域で交流できるよう住民の意識啓発を行います。

現 状	課 題	具体的な取り組み
<p>〔多文化交流〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民人口は、2024(令和 6)年8月末現在、6,091 人、人口に占める割合は 7.16%、国籍は 45 か国、年々、増加傾向にあるとともに、定住化も進んできています。 2023(令和 5)年 2 月に伊賀市多文化共生推進プラン(第 1 期)を策定し、計画に基づき各主体が様々な取組を行い、外国人住民を受入れようとする意識が徐々に高まってきています。今後は、「外国人住民も活躍する地域づくり」に注力する必要があります。 多文化共生のまちづくりアンケートにおいて、満足度は高いが、50歳以上の参画度が低い状況があります。 	<p>〔多文化交流〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民への対応が各部局で進みつつありますが、さらなる対応が必要な課題が残されています。 外国人住民の定住化により、外国人住民の高齢化や外国につながる子ども達が増加しているため、相談がより多様化・複雑化しています。 外国人住民が、日本人住民と安心して暮らし・活躍できる地域づくりを進めるため、継続した現状把握を行い、より効果的な取組を関係機関と協働し進める必要があります。 多様な文化を認め合い、交流の機会を創出する必要があります。 	<p>外国人住民が日本人住民と「ともに」地域を支える担い手となります</p> <p style="text-align: right;">多文化共生課</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民が安全に安心して暮らせるよう、関係機関と連携し充実した多言語相談や情報発信の取組を継続して行います。 外国につながる子どもたちに寄り添った学習支援を行います。 多文化共生推進プランの進捗管理を行い、事業を計画的に進めます。 外国人住民アンケートなどを実施し現状把握を行います。 「やさしい日本語」を広く周知し、活用するよう推進します。 外国人住民と日本人住民との交流の場を作り、多文化共生に対する理解を深めます。

多文化交流

定住・関係人口

満足度 50% 参画度 50%

めざす姿

定住人口や関係人口を増やす

↑ 満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】 ⊕
こどもが育つ、 ⊕
大人も育つ ⊕

【継承と変革】 ⊕
持続可能なまちを ⊕
未来に引き継ぐ ⊕

【これからの自治】 ⊕
つながりを結び直す ⊕
⊕

計画	
----	--

役割

市民 (事業者や団体などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・学び、出会いの機会を生かし、自己実現に取り組みます。 ・市民としての誇りを持ち、伊賀市の魅力や住みやすさを発信します。
地域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流、地域間交流を深め、住みたい地域、戻ってきたい地域づくりに取り組みます。 ・地域に人を呼び込む取組みを行うとともに、移住者が地域で力を発揮しやすい環境づくりに努めます。 ・地域おこし協力隊と連携し地域課題の解決を図り、退任後も地域での生活を支援します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、高校、行政が連携し、若者をはじめ全世代のシビックプライドを醸成するためのしくみづくりを進めます。 ・持続可能な自治体をめざした職員の人材育成と施策研究のしくみを作ります。 ・全国に向けて伊賀市の魅力や住みやすさを PR するとともに移住希望者へのきめ細かいサポートを行います。

現 状	課 題	具体的な取り組み
【地域の人材】 ●若い世代の人口流出が進む中、若者のシビックプライドと未来の担い手となる意識と実行力を持った若者(IGABITO)の育成をめざし、地域、高校等、行政による IGABITO 育成事業を展開しています。 ●伊賀市が持続可能なまちであり続けるため、市職員を対象に行政問題を解くプロフェッショナル人材育成に取り組んでいます。	【地域の人材】 ●未来の伊賀市を担う若い世代の人材を継続的に育成する必要があります。 ●伊賀市が持続可能なまちであり続けるために、取り組むべき課題を設定し実行できる人材を育成する必要があります。 ●政策・施策研究を集中的に行う仕組みづくりが必要です。	地域の人材 全世代が活躍する伊賀市づくりをすすめ、未来を担う若い世代をはじめ、全世代の定住意識を高めます 地域創生課 ●地域、高校等、行政などが連携し、未来の伊賀市を担う若い世代の人材育成を継続的に取り組みます。 ●国の制度などを活用しながら、地域課題の解決につながるローカルスタートアップの支援の仕組みを構築します。 ●持続可能なまちづくりに向け、行政問題を解く職員の人材育成と、育成した人材を活用し政策・施策研究を継続的に進める体制を整えます。
【移住・定住】 ●移住コンシェルジュによる移住相談や、東京や大阪などで開催される移住相談会に参加し、伊賀市を移住先として選んでもらえるよう取り組んでいます。 ●移住者同士の交流や地域との連携などのフォローにより、伊賀市への定住に繋がるよう取り組んでいます。 ●地域おこし協力隊が行う地域課題の解決や地域活性化の取組みをサポートすることで退任後の定住をめざします。	【移住・定住】 ●伊賀市が移住先となるため、他に先駆けたプロモーションや移住施策に取り組む必要があります。 ●地域や市内団体における地域おこし協力隊制度の利活用意識を高めるための仕組みづくりが必要です。 ●地域おこし協力隊の本市への定住につなげるための仕組みづくりが必要です。	移住・定住 伊賀市を移住先として選んでもらえるよう、「来たい・住みたい・住み続けたいまち、伊賀市」の実現に向けた取組みを進めます 地域創生課 ●移住コンシェルジュによるきめ細やかな相談を行います。 ●SNS を活用したプロモーションや実体験型のセミナーを開催し、伊賀市の魅力を広く発信します。 ●若者世代や子育て世代をターゲットにした取組みを進めます。 ●地域おこし協力隊を積極的に活用し、地域の活力向上と隊員の定住を図ります。

めざす姿

観光客と地域住民が共に地域の資源に魅力を感じ、大切にしている

満足度 50% 参画度 50%

↑ 満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
 ① 子どもが育つ、
 ② 大人も育つ

【継承と変革】
 ① 持続可能なまちを
 ② 未来に引き継ぐ

【これからの自治】
 ① つながりを結び直す

計画	伊賀市観光振興ビジョン
----	-------------

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源の魅力を向上させ、地域に誇りを持ち自ら情報発信することで、観光振興を図ります。 おもてなしの心を持ち、魅力的な観光商品やサービスの提供により、観光客の満足度を向上させます。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の資源を活用した観光まちづくりを推進するため、地域文化の継承、世代間交流の促進に努めます。 観光施策によって、地域課題を解決するため、地域住民の理解、知識を深めるための取り組みを行います。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 観光まちづくりを進める体制を構築、強化します。 地域の魅力や観光情報の発信、受け入れ態勢整備、観光人材育成を行います。

現 状	課 題	具体的な取り組み
<p>【観光誘客と情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の「稼ぐ力」を引き出す観光地域づくりの旗振り役であるDMOを中心に、観光振興事業を実施しています。 DMO事業推進のため地域おこし協力隊を受け入れ、市内事業者との連携や観光客の動向に関する情報提供等を行っています。 大阪船場地区の観光まちづくりに取り組む団体や、大阪観光局、甲賀市等とともに関西圏からの誘客を目的とした誘客イベントを実施しています。 	<p>【観光誘客と情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> DMOの事業を推進するための体制強化と牽引する人材や新たな財源の確保が必要です。 旅行前に適した(誘客につながる)情報の充実、発信が必要です。 産業振興条例に基づき、他の産業との相互連携により地域の中で経済を循環させる仕組みづくりが必要です 	<p>観光誘客と情報発信</p> <p>進行する人口減少や少子高齢化による経済の減少を観光交流人口の増加によって経済を活性化させ、補います 観光戦略課</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光振興ビジョンに基づき、DMOを中心に、行政、観光事業者、市民がそれぞれの考え方や方向性を共有できる体制を作り、専門人材、地域の資源、資金を集約し、事業を推進します。 デジタルマーケティングに積極的に取り組み、需要の掘り起こし、観光資源の魅力創造や、効果的なプロモーションにつなげます。 旅行者の利便性の向上を図るため、キャッシュレス化などDXを促進します。 誘客や地域内の周遊を促進させるため、タビマエ・タビナカの情報発信を充実させます。 歴史的建造物や自然、食等、地域資源を積極的に活用し、魅力あるサービスを提供します。
<p>【観光客の受け入れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 忍者体験施設について、事業者とPFI事業契約を締結し工事着工しています。 コロナ禍を経て、見るだけの観光から文化・伝統工芸の体験や地域の人との交流などに観光の形態がシフトしてきています。 観光案内看板や観光施設の老朽化等により修繕が増加しています。 歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業において、上野公園周辺における観光施設民間活力導入可能性調査を実施し、各施設の方向性についての検討を行いました。 	<p>【観光客の受け入れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光客のまちなかへの誘導策の具体的な検討が必要です。 観光客の宿泊率が低く、滞在時間の延伸につながる取り組みが必要です。 インバウンド受け入れ態勢充実のための、観光案内看板等の環境整備が必要です。 老朽化が進む施設の適切な維持管理や、公共施設適正化計画に基づいた活用の検討が必要です。 観光振興ビジョンの考え方に基づく観光まちづくりに対し、事業者をはじめ、市民のさらなる意識醸成のための取組が必要です。 	<p>観光客の受け入れ</p> <p>地域に根付く魅力ある資源を面的に捉え、活用することで地域に関心を持つ関係人口を増加させ、文化の継承や保全につなげるとともににぎわいを創出します 観光戦略課</p> <ul style="list-style-type: none"> 忍者を体感できる施設を拠点に、事業者と連携し、観光客の満足度向上や、まちなか、またまちなかから市内全域への周遊を促進させる取り組みにより、滞在時間を延伸させ、観光消費額の拡大を図ります。 日本遺産事業により構成文化財の活用に必要な環境整備やインバウンドも意識したサイン整備、ガイド育成など受け入れ態勢の充実を図ります。 歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業により、歴史文化の保全や継承につなげます。 地域の人が地域の魅力を再発見したり、観光まちづくりに関する知識を得られる勉強会やガイド育成研修、事業の機会を創出し、シビックプライドの醸成を図ります。

めざす姿

自然と共存し、「人と人がつながる農業」を元気にする

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
 こどもが育つ、
 大人も育つ

【継承と変革】
 持続可能なまちを
 未来に引き継ぐ

【これからの自治】
 つながりを結び直す

計画	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画、伊賀地域畜産クラスター計画 伊賀市食育推進計画、農業経営基盤強化促進計画、山村振興計画、地域計画 中山間地域等直接支払事業、農業振興地域整備計画、獣害被害防止計画 国土強靱化地域計画、農業用水路等長寿命化・防災減災計画
----	--

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 伊賀米や伊賀牛をはじめ伊賀の農畜産物を積極的に消費し地元の農家を応援します。 地元産農畜産物を積極的に使用し、消費の拡大と伊賀産農畜産物の美味しさ、素晴らしさを伝えていきます。 近年の農村地域の過疎化、高齢化の進行に伴う集落機能の低下を、行政だけでなく他の地域との共同活動を通して機能維持を図ります。 農業者一人ひとりの意見や要望を関係機関に伝えるよう心がけます。 食品ロスの削減に努めます。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 菜の花をはじめ景観作物を使った遊休農地の解消と美しい農村風景を創造します。 集落営農組織など地元の農業団体と連携し、地域農業の発展に協力します。 農業・農村の有する多面的機能の維持管理を図るための活動を行います。 農業者の意見や要望を関係機関へ伝えます。 積極的に「今後の地域農業について」の話し合いの場を設け、情報共有するとともに現状把握に努めます。 農業体験、地産地消、食育活動に取組み、地域の食文化の継承や「食」の安全確保、健康寿命の延伸を目指します。 施設に異常が見受けられないか定期的に点検を行います。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 農畜産物の安定生産や生産技術向上を支援し、農家や農業関係団体の経営所得安定化を図ります。 伊賀の農畜産物の美味しさや素晴らしさを広く PR していきます。 農業・農村の有する多面的機能の維持管理を図るための共同活動を支援します。 農業者や関係機関との連携強化に努めます。 「食」の大切さを広く周知し、健康的な食生活の実現を目指します。 地元産農畜産物を使った「スマイル給食」を通じ、小中学生や保護者に対し地産地消や食育活動の情報提供をしていきます。 安心して安全な市民生活を守るため、農業用水として利用がなくなったため池については、計画的に廃池工事を進めます。

現 状	課 題	具体的な取り組み
【農業】 <ul style="list-style-type: none"> 農家の高齢化や後継者不足により、担い手減少が続いています。 食文化の変化による伊賀牛の地域内消費の減少に伴い、肥育牛生産頭数も減少しています。 県内外で伊賀産農畜産物の PR 活動を行っています。 地産地消の意識向上を図るため地元農産物を使ったスマイル給食を実施しています。 	【農業】 <ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地や鳥獣害の増加が懸念されます。 資材等の高騰で安定的な収益が得られない状況です。 伊賀産農畜産物の県外での知名度が低いことから地元産の農畜産物を「食べる」「知る」機会を増やしていく必要があります。 「人・農地プラン」が、法改正とともに「地域計画」に名称が変わりましたが、まだまだ関心のない地域があります。 	農業 <p>伊賀市が誇るブランドである『伊賀米』『伊賀牛』をはじめ、市農畜産物の生産安定化をはかり、持続可能な地域農業の維持発展に取組みます 農林振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> 国等の制度を活用し、生産者の経営所得安定化を図ります。 より安定した農業経営をおこなうため、高付加価値化や環境に配慮した農業を推進します。 引続き、関係機関と連携し、新規就農者への積極的な啓発をおこないます。 有機農業の推進について、市内流通や消費システムの確立を目指し取組みを進めます。 銘柄牛『伊賀牛』の品質を向上させ知名度を更に高めるため、生産技術向上や、優良素牛の導入、脳炎等家畜疾病予防を支援します。 関係機関と連携し、伊賀産品の販路拡大を促進します。 スマイル給食で地元産の農畜産物を学校給食に提供し、また生徒や保護者に向けて地産地消や食育について情報提供していきます。 ひとつでも多く「地域計画」が策定されるよう、ホームページを更新するなど、啓発の強化に努めます。 新規就農者の確保に向けて、県農業改良普及センターやJA等と「農業アカデミー」の可能性についても協議します。 地元の農産物等の資源を活かし、農泊や農業体験といったいわゆる「ローカルベンチャー」についても、成功事例などを他地域への関心を促しながら取組を進めます。
【農村整備】 <ul style="list-style-type: none"> 水田は雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防ぎ、多様な生きものを育み、また、美しい農村の景観を維持するなど、農地としての役割だけでなく多面的な機能があります。 多面的機能の維持管理は、農業従事者と非農家で構成された 99 組織(2025(令和 7)年 3 月末現在)が取り組んでおり、取り組みについては多面的機能支払交付金事業で支援しています。 伊賀市では、防災重点農業用ため池は 287 池(令和 7 年 3 月末現在)あります。 ため池は主に農業用水を確保するために水を貯え、取水設備を備えた人工の池であり、多くのため池は江戸時代以前に作られたもので老朽化が進んでいます。 農村の過疎化や農業者の高齢化により、利用されなくなった農業用ため池も増えています。 安定した農業用水の供給に伴うため池の改修工事や防災対策の強化を図るために、利用されなくなったため池の廃止を進めています。 	【農村整備】 <ul style="list-style-type: none"> 農業従事者の減少や高齢化により、さらに一部の地域では組織の代表者も高齢化で持続することが困難な状況にあるところも見受けられます。このことから、多面的機能支払交付金事業に係る活動組織数は、近年減少傾向にあります。 近年、一部のため池については堤体から漏水した水が外部に染み出したり、底樋や洪水吐きなどのため池堤体を横断する設備周辺から水が漏れるなどの状況が見受けられる所もあります。 ため池は所有者と管理者が異なることが多く、所有者が不明な場合があることに加え、私的財産であるため、土地や水利に関する権利調査や地元の合意形成に時間を要します。 	農村整備 <p>農地及び農村資源(農道・水路等)保全のための共同活動を支援します 農村整備課</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の共同活動を通じて、農業・農村の有する多面的機能の維持が保たれるよう、農地や水路、農道、ため池などの共用設備の維持管理や補修を行うための活動を支援します。また、この活動に伴う事務負担を軽減するために事務作業の簡素化を検討し、活動組織数や担い手農家の減少傾向を抑制します。 ため池の改修工事により長寿命化を図り、農業用水の利用がなくなったため池については、廃池工事を実施します。
【鳥獣害】 <ul style="list-style-type: none"> イノシシ・シカにより獣害柵の破損、サルの出没が増加傾向にあり農作物の被害が増加しています。 地域に対し、獣害防止施設設置のための補助を行っています。 	【鳥獣害】 <ul style="list-style-type: none"> 獣害被害を防止する必要があります。 猟友会の会員の高齢化が進み、会員数の減少が進んでいます。 	鳥獣害 <p>就農希望者への指導及び助言を行うとともに、支援に対する体制づくりの強化に努めます 農林振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> 柵の補修のための支援や、狩猟免許取得のための支援により、伊賀市猟友会の会員数を増やします。

めざす姿

森林や里山を大切にし、林業を元気にする

満足度 50% 参画度 50%

↑ 満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】

- こどもが育つ、
- 大人も育つ

【継承と変革】

- 持続可能なまちを
- 未来に引き継ぐ

【これからの自治】

- つながりを結び直す

計画	伊賀市森林整備計画
----	-----------

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林に関心を持ち、暮らしに身近な森林・里山の保全に努めます。 ・林業事業者は、間伐の実施や未利用間伐材のバイオマス利用等を通じて、森林・里山の保全に努めます。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・里山の整備や保全活動を計画・実行します。 ・森林環境への理解と関心を深めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐等の推進・林業事業者の育成・森林経営計画の策定等を支援し、森林が本来の機能を発揮できる取り組みを進めます。

現 状	課 題	具体的な取り組み
<p>【林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本市の総面積 55,823ha のうち、森林面積は 33,780ha で総面積の 60.7%を占めています。 ●林業労働者の高齢化・担い手不足・木材価格の低下等により林業経営の悪化、市内森林の荒廃化が進んでいます。 ●間伐材の利用促進を図るため、材木の搬出経費を補助する取組を進めています。 ●公民が連携して設立した「伊賀市未来の山づくり協議会」において、森林資源の利活用をはじめ、人材育成・担い手の確保等様々な取組を進めています。 	<p>【林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市内の人工林の内、未整備である森林が多数存在しています。 ●林業の持続的かつ健全な発展が望めない状況となっています。 ●間伐材の搬出及び利活用が十分に行われていません。 ●木材の地域内利用などの森林資源の地域循環のしくみを構築する必要があります。 	<p style="text-align: right;">農林振興課</p> <p>森林の適正な管理を行い、材木の搬出を促進し、森林資源を有効活用します。木材の地域内利用を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不明確な森林境界を明確にすることにより、森林整備を促進させます。 ●森林所有者及び林業従事者の作業道整備、間伐施業や木材搬出の支援及び持続的な林業経営を確立するための支援を行い、森林の適正管理及び間伐材の利活用を推進します。 ●森林整備において発生する間伐材のうち、用材とせず森林内に留置される間伐材の搬出を支援することにより、森林の適正な管理及び未利用間伐材の有効な利活用を促進します。 ●伊賀市産木材の搬出量を増加させ、原木市場の活性化を図ることで、山林所有者の育林・施業への関心及び素材生産者の意欲の高揚を促進します。 ●多くの方が利用するテナント・店舗等において、伊賀市産木材により木質化されたモデル店舗を創出し、木の温もりを感じられる空間を情報発信することで市内における地域材の活用を促進します。

めざす姿

市街地のにぎわいをつくる

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
 こどもが育つ、
 大人も育つ

【継承と変革】
 持続可能なまちを
 未来に引き継ぐ

【これからの自治】
 つながりを結び直す

計画	中心市街地活性化基本計画
----	--------------

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 拠点施設と地域事業者が連携したソフト事業の実施等に取り組みます。 地域の事業者は、来訪者に立ち寄ってもらえるよう、店舗の魅力向上に取り組みます。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 来訪者が訪れたいようまちなかの美観維持に努めます。 天神祭に代表される伝統文化事業を継承していきます。 住民自治協議会など地域が主体となった、来訪者向けのまち歩きや語り部事業など、まちの魅力発信につながるソフト事業に取り組みます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 第3期中心市街地活性化基本計画に基づき、進捗管理を行います。 中心市街地で起業やにぎわいづくりに取り組む事業者や地域を支援します。 地域や地元事業者との協働のための調整を行います。

現 状	課 題	具体的な取り組み	
<p>〔にぎわい忍者回廊〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地活性化基本計画に基づき、回遊したくなるまちなかの魅力づくり、賑わい拠点として、にぎわい忍者回廊 PFI 事業をはじめとした地域活性化事業を進めます。 PFI事業については、事業者と連携しながら、施設整備と平行して開業に向けての、まちなかへの誘導策の検討を進めています。 	<p>〔にぎわい忍者回廊〕</p> <ul style="list-style-type: none"> PFI 事業を起点とした回遊の仕掛け等について、地域や既存の事業者等を巻き込んで議論する必要があります。 まちなかに魅力的な店舗やスポットを増やす必要があります。 回遊のモデル動線をつくるとともに、行き来しやすい交通手段等を検討する必要があります。 	にぎわい忍者回廊	<p>伊賀らしい観光資源を活用した集客促進</p> <p>中心市街地推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> SPC(特定目的会社)が主体となり、忍者体験施設の街なか散策コースを造成します。 地元地区や民間事業者と連携して、各種イベントやコラボ事業をつくります。 忍者回廊に多数の来訪者が集まり、回遊の呼び水となるよう、SPC と市が連携してプロモーションに取り組みます。 まちなかに魅力的な店舗が増えるよう、起業支援や空き店舗活用支援を行います。 まちなかの回遊性を高める次世代モビリティ導入検討を進めます。 事業効果を測るためにビッグデータによる人流分析を行います。
<p>〔市街地の活性化〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊賀市中心市街地活性化協議会、㈱まちづくり伊賀上野、上野商工会議所と連携し、空き店舗活用を促進させるための協議を行っています。 空き店舗の所有者に対し店舗の活用意向を調査し、物件情報をまとめています。 創業・起業希望者に空き店舗情報を提供し、関係課が実施する起業補助金を活用した空き店舗活用の取り組みを進めています。 	<p>〔市街地の活性化〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部で空き家空き店舗の活用が進んでいるものの、全体的に活発に活用が進んでいるとはいえません。 地域や民間団体が主体となった取り組みが不足しています。 まちなかでの買い物や移動、通院等、暮らしの利便性の低下がみられます。 	市街地の活性化	<p>便利で住みよいまちづくり</p> <p>中心市街地推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産、建設事業者等民間と連携した空き家空き店舗流通促進事業の検討を進めます。 事業効果を測るためにビッグデータによる人流分析を行います。 まちなかへの居住誘導を促すためのインセンティブ事業を検討します。 起業者向け空き店舗情報発信の強化を進めます。 空き店舗所有者に対する活用促進啓発をまちづくり伊賀上野と連携して進めます。

めざす姿

地域の特性を生かし、商工業活動を盛んにする

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
 こどもが育つ、
 大人も育つ

【継承と変革】
 持続可能なまちを
 未来に引き継ぐ

【これからの自治】
 つながりを結び直す

計画	伊賀市都市マスタープラン、伊賀市工場誘致条例、伊賀・名張地域産業活性化基本計画 中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画
----	---

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 市民一人ひとりや事業者、団体が消費行動を行う際やサービスの提供を受ける際、地域内からの調達に努めます。 事業者や団体は、あらゆる場面を通じて、伊賀市の商工業の魅力発信に努めます。 シビックプライドの向上を目指し、製造業がこの地域を支えていることをもっと知り、ここで働き続ける人を増やしていきます。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 自らの地域のみならず、市内各地域の商工業事業者、団体と積極的に連携し、地域内への発信を行います。 様々な人々と、企業立地している地域との交流を活発にし、住みやすい、働きやすい地域であることをPRしていきます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 商工団体を支援し、市内の商工業の市内外への発信を進めます。 事業者同士の連携を進め、発信の効果、効率を高めます。 地域内での経済循環率を高めると同時に対外発信などを通じて、他地域からの様々なモノ・ヒトの流入を促進します。

現 状	課 題	具体的な取り組み
〔商工業〕 <ul style="list-style-type: none"> 商工団体や商店街等が行う商工業の発展や後継者育成、継続的な集客と賑わいの創出に向けた取り組みを支援しています。 物価高騰の影響を受ける中小企業・小規模事業者の事業継続のための支援や、商工団体等が行う地域の消費喚起・経済活性化を図るプレミアム付商品券発行事業を支援しています。 2022(令和4)年9月に制定した伊賀市産業振興条例の普及・啓発に取り組んでいます。 官民連携により、伊賀ブランド認定品や伝統的工芸品の価値向上・情報発信・販路拡大など、新たな産品づくりや地場産業の振興に取り組んでいます。 伊賀市営業本部を設置し、伊賀の魅力の効果的な情報発信や観光客の増加、地元産品の販路拡大など、部を横断した連携により取り組んでいます。 	〔商工業〕 <ul style="list-style-type: none"> 地域に密着した商店街の空き店舗の増加や後継者不足により、商業機能の低下が進んでいます。 近年のエネルギー等の高騰や物価の上昇で、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は厳しい現状となっており、事業の継続が懸念されます。 事業者の共創意識に温度差があるため、意識を醸成させるとともに、事業者自らが率先して事業に取り組む、または参画する仕組みが必要です。 地場産業振興や新たな産品づくりを更に推進するためには、官民連携・協働による戦略的な取り組みが必要です。 	商工業 <p>商工業や地場産業の振興、後継者育成、事業者の意欲高揚を図ります</p> <p>商工労働課</p> <ul style="list-style-type: none"> 商工団体や商店街が行う、商工業の発展や後継者育成、継続的な集客と賑わいを創出するための事業支援、物価高騰の影響を受けている中小企業者の事業継続・持続的発展に向けた支援に継続して取り組みます。 伊賀市産業振興条例の普及・啓発を強化するとともに、条例の基本理念に基づき各主体が相互に連携・協働して行う取り組みを促進します。 伊賀ブランド認定品をはじめ伊賀の地場産業の魅力を国内外に発信するとともに、伝統的工芸品である「伊賀焼」や「伊賀くみひも」の体験機会を創出し、更なるブランド力の強化と事業者の生産・販売意欲の高揚、販路拡大・新たな商品開発、将来の担い手確保につながる取り組みを官民が連携・協働して推進します。
〔企業立地〕 <ul style="list-style-type: none"> 近畿・東海両都市圏の中間にあり、企業活動における優位性を情報発信しています。 内陸部にあり、南海トラフ地震等の災害時に津波被害を避けられる強みがあります。 土地利用条例に基づくエリアのうち、上野南部丘陵地で産業用地創出を推進しています。 経済の安全保障の側面から、企業の国内回帰が進んでいます。 	〔企業立地〕 <ul style="list-style-type: none"> 大規模な産業用地が少ないため、企業が市内に立地する機会を失っています。 民間主導の産業用地整備では、売れ残りリスク回避のため、先行開発ではなくオーダーメイドとなり、建築開始までに一定の期間が必要となります。 他地域からの新規立地の場合、働き手の確保も厳しく、継続的な人材確保が必要です 	企業立地 <p>雇用確保及び税収確保のため、産業用地の創出並びに市域全体への企業誘致を進めています</p> <p>企業誘致推進室</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊賀市での企業立地優位性を継続的に情報発信し、上野南部丘陵地エリアだけでなく、市内全域での民間遊休地や居抜き物件等の利活用を促進します。 企業立地を促進するために立地奨励制度の見直しを進めます。 官民連携のもと、既存の民間遊休地への企業誘致を進めるとともに、民間主導の産業用地開発を市がサポートし産業集積を目指していきます。 開発事業者に対して立地企業の候補が示せるよう、企業誘致活動を継続的にを行います。 工場立地に伴う継続的な雇用確保について、他施策と連携して積極的に取り組みます。 環境配慮の観点から、DX 取り組みやエネルギーマネジメント、デジタル社会の視点を取り入れた産業団地創出を検討します。

めざす姿

働きやすい環境を整える。起業・スタートアップの機運を高める

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
こどもが育つ、
大人も育つ

【継承と変革】
持続可能なまちを
未来に引き継ぐ

【これからの自治】
つながりを結び直す

計画	
----	--

役割

市民 (事業者や団体などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 市内企業は、誰もが働きやすい環境を作るため、多様な働き方を尊重するとともに支援制度の整備に努めます。 商工関係団体は、起業相談や経営相談などの支援を行います。
地域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none"> 住民自治協議会などは、市外からの起業希望者が起業し地域に根付くよう支援を行います。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが安心して働きやすい環境を作るため、関係機関と連携し、多様な働き方の推進に取り組みます。 労働力人口の維持と UJI ターン促進のため、地元企業への就業機会の創出に取り組みます。 起業希望者が円滑に起業し、その後も事業継続ができるよう、関係機関と連携し支援を行います。

現 状	課 題	具体的な取り組み
〔雇用・就労〕 <ul style="list-style-type: none"> 市内企業・事業所の労働力の確保を支援するため、名張市や滋賀県甲賀市、各地域の商工団体やハローワーク等の関係機関と連携した就職セミナー等の開催により、市内企業と求職者との情報交換の場を提供しマッチングに取り組んでいます。 高齢者職業相談や伊賀市シルバー人材センターの事業活動への支援を通じて、高齢者の就業を促進しています。 いが若者サポートステーションでの自立訓練、就労体験等を通じて、若年者の職業的自立を支援しています。 関係機関と連携した企業訪問による啓発や伊賀市人権学習企業等連絡会での研修会開催等により、市内企業・事業所の従業員の多様な雇用やワークライフバランス等の課題解決に向けた職場環境づくりの取り組みを促進しています。 	〔雇用・就労〕 <ul style="list-style-type: none"> 労働力人口が減少し、市内企業・事業所の人材不足・人手不足が続いています。 就職セミナー等への市内企業の参加ニーズに比べると求職者の参加数は少ないため、UJI ターン希望者等の市外の求職者に向けたアプローチを強化する必要があります。 新規高卒就職者において、市内企業・事業所に就職後、短期間で離職する方が多いため、双方のミスマッチを防ぎ定着を図る取り組みが必要です。 高齢者が定年退職後も引き続き能力を発揮できるよう、就業機会の確保が必要です。 多様な雇用を促進し、働く意欲のあるすべての人がそれぞれの能力に応じて働くことができるよう、企業・事業所での職場環境づくりが必要です。 	雇用・就労 <p>働く意欲のあるすべての人が意欲と能力に応じて働くことができるよう、多様な雇用の確保と就労の促進を図ります 商工労働課</p> <ul style="list-style-type: none"> 近隣の自治体や各地域の商工団体、ハローワーク等の関係機関と連携し、UJIターンなど地元での就職を希望する求職者と市内企業とのマッチングや新規高卒就職者の市内企業への定着を図る取り組みを強化します。 伊賀市シルバー人材センターの事業活動への支援に継続して取り組み、高齢者の就業機会の確保を図ります。また、いが若者サポートステーションと連携し、若年者の職業的自立支援に継続して取り組みます。 関係機関との連携を強化し、企業訪問による啓発や伊賀市人権学習企業等連絡会での研修会開催等により、市内企業等の職場環境づくりの取り組みを促進します。
〔起業〕 <ul style="list-style-type: none"> 国の認定を受けた「伊賀市創業支援等事業計画」のもと、市や商工関係団体、ゆめテクノ伊賀等の各支援機関が連携し、起業希望者への支援に取り組んでいます。 市内での起業希望者に、伊賀市起業・経営革新促進事業により、必要な経費の一部を支援しています。 産学官連携地域産業創造センター「ゆめテクノ伊賀」を拠点とし、インキュベーション室の活用やインキュベーションマネージャーによる起業・経営相談、情報交流カフェや創業スクール等、各支援機関や大学、金融機関等が連携し支援に取り組んでいます。 	〔起業〕 <ul style="list-style-type: none"> 起業希望者に切れ目のない支援を行うためには、各支援機関が連携しそれぞれの相談情報を共有し合える支援体制が必要です。 市内での起業を更に促進するためには、伊賀市起業・経営革新促進事業の見直し・拡充を検討する必要があります。 産学官連携地域産業創造センター「ゆめテクノ伊賀」をより多くの起業希望者や市内企業・事業所に利用してもらう必要があります。 	起業 <p>市内で新たな事業主体を創出し、地域経済の維持・発展を図ります 商工労働課</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の認定を受けた「伊賀市創業支援等事業計画」に基づき、各支援機関が連携し、それぞれの相談情報を共有し合える「伊賀流創業応援忍隊」の設置により、起業希望者への支援体制を強化します。 起業希望者への伊賀市起業・経営革新促進事業による支援を強化し、市内での起業を更に促進します。 各支援機関や大学、金融機関等が連携し、産学官連携地域産業創造センター「ゆめテクノ伊賀」を拠点に、インキュベーションマネージャーによる起業希望者への起業・経営相談、情報交流カフェ、創業スクール等、起業時の各ステージで必要となる様々な支援を充実させ、市内での起業家人材の育成を積極的に促進します。

めざす姿

豊かな感性を育む文化・芸術に親しむ

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
こどもが育つ、
大人も育つ

【継承と変革】
持続可能なまちを
未来に引き継ぐ

【これからの自治】
つながりを結び直す

計画	伊賀市文化振興ビジョン、伊賀市文化振興プラン、伊賀市美術博物館基本構想
----	-------------------------------------

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 市民一人ひとりが、文化芸術に関心と理解を深め、主体的に関わる意識を持ちます。 文化芸術団体は、誰もが文化芸術に親しめる豊かな地域社会づくりへの推進力となるよう努めます。 事業者は、文化芸術推進の一翼を担い、文化芸術の振興に寄与します。また、文化活動や支援を積極的に実施します。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動を通じてまちづくり活動に活かします。 生きがいを持ち意欲を高め、地域力の高い社会形成をめざします。 地元の魅力、資源、伝統を知り、継承するため、地域づくりや人づくりに取り組みます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが文化芸術活動に参加できるよう、機会の充実や自主的な文化芸術活動を支援します。 文化芸術活動の拠点となる文化ホール等文化施設を有効活用し、持続可能な運営を行います。 地域の文化資源を保護、継承、活用するため取り組みを行います。

現 状	課 題	具体的な取り組み
<p>【文化・芸術】</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊賀市文化振興条例及びビジョンを踏まえた伊賀市文化振興プラン(前期実行計画)を策定し、文化振興審議会で進捗管理を行っています。 市展「いが」などの文化・芸術振興の取り組みを進めています。 文化振興プランに基づき、事業カードを共有し、意見交換会やヒアリングを実施するなど実施主体が抱える課題を抽出し、解決に向けて取り組んでいます。 	<p>【文化・芸術】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化振興プラン推進の取り組みによる市民の文化芸術意識の向上など成果がわかりにくい状況です。 伊賀市文化会館や、岸宏子記念伊賀文学館、伊賀市ミュージアム青山讃頌舎などで、次代を担う子どもたちが優れた文化・芸術に触れる機会を創出し、施設の利用につなげる取り組みが必要です。 市民や子ども達が、伊賀の歴史文化を知り、地域への愛着や誇りを育む機会が不足しています。 	<p>文化・芸術</p> <p>市民が文化芸術に触れ、心豊かな市民生活の実現及び市民が将来にわたり誇りの持てる伊賀らしさを創造します 文化振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化振興プランに沿って文化・芸術振興の具体的な取り組みを進めることで、市民の文化・芸術意識の向上を図ります。 文化振興ビジョンで、伊賀市の文化振興の中心的存在と位置付けた(公財)伊賀市文化都市協会と連携し、文化団体や学校などの活動を支援し、子どもたちや市民が芸術に触れる機会を提供します。 ホール施設、岸宏子記念伊賀文学館、伊賀市ミュージアム青山讃頌舎を活用し、子どもたちが次代の担い手となるよう、優れた文化・芸術に触れる機会として、文化芸術事業や、アウトリーチ事業を実施します。
<p>【文化芸術施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の文化・芸術活動の拠点となる伊賀市文化会館などのホール施設について、既存施設の機能や役割の見直しを進め、効果的な管理運営に取り組んでいます。 文学作品に親しむ場として「岸宏子記念伊賀文学館」を、身近で芸術作品に触れる機会として「伊賀市ミュージアム青山讃頌舎」を開館しました。 老朽化が進む芭蕉翁記念館を建て替え、市民や未来を担う子どもたちが芭蕉翁の顕彰と併せて伊賀市の豊かな歴史文化に触れることができる施設の建設を検討し、基本構想を策定しました。 	<p>【文化芸術施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経年による施設の修繕箇所が増えており、伊賀市文化会館の吊天井など、大規模改修も必要です。安全面から見た優先度や効率性を考慮しつつ計画的に修繕、更新等を進め、持続可能な施設整備を行っていく必要があります。 休館中のあやま文化センターの活用方法を検討する必要があります。 市が所蔵する芭蕉翁の直筆資料や歴史文化に関連する資料などを適切に保管できる環境や体制を整えた施設の整備が必要です。 	<p>文化芸術施設</p> <p>文化施設を活用し、市民がさまざまな文化芸術に触れる機会を創出します 文化振興課・美術博物館建設準備室</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊賀市文化会館と青山ホールの適切かつ効率的な管理運営を行い、長寿命化計画に基づき計画的に改修を行いながら施設環境の維持向上に努めます。 休館中のあやま文化センターの維持管理コストの削減に努めながら、今後の活用方法を関係所属と連携し検討していきます。 芭蕉翁の顕彰と伊賀市の豊かな歴史文化に触れることができる施設の建設の検討を進めます。
<p>【芭蕉翁顕彰】</p> <ul style="list-style-type: none"> 芭蕉翁の偉業や軌跡を次世代につなぎ、俳句俳諧文化に対する市民意識の向上のため、芭蕉祭や生誕記念事業などの顕彰事業を実施し、「芭蕉翁のふるさと伊賀市」を市内外に発信しています。 俳句のユネスコ無形文化遺産登録をめざして、関係団体や自治体などと連携し取り組みを進めています。 芭蕉翁関連施設の管理運営を行っています。 	<p>【芭蕉翁顕彰】</p> <ul style="list-style-type: none"> 芭蕉翁顕彰事業が形骸化しないよう、常に市民ニーズを意識し、次世代につなぐための企画を検討する必要があります。 芭蕉関連施設の入館者数が伸び悩んでいるため、関係機関との連携・調整を図り、情報発信に努める必要があります。 芭蕉翁関連施設は、老朽化などによる傷みが激しく計画的に修繕を行う必要があります。 	<p>芭蕉翁顕彰</p> <p>俳聖松尾芭蕉の功績を称え遺徳を偲び、俳諧及び俳句文化の普及啓発を行い、芭蕉翁生誕地伊賀市をPRします 文化振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> 芭蕉翁の生誕地として、顕彰事業とともに俳句文芸の調査研究、継承、啓発を行うとともに、関係団体や自治体と連携し、俳句の文化的価値を世界に発信する取り組みを進めます。 芭蕉翁関連施設や文化財施設等と連携し、魅力ある周遊ルートの開発に取り組みます。 芭蕉翁関連施設の管理運営を行い、長寿命化を図るとともに、より多くの人に親しまれるよう情報発信を行っていきます。

めざす姿

歴史や文化遺産を未来へと引き継ぐ

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】
 こどもが育つ、
 大人も育つ

【継承と変革】
 持続可能なまちを
 未来に引き継ぐ

【これからの自治】
 つながりを結び直す

計画	教育大綱、教育方針、伊賀市文化財保存活用地域計画、史跡伊賀国庁跡保存整備活用基本計画 伊賀市歴史的風致維持向上計画
----	--

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 文化財や歴史資料の価値を理解するとともに、啓発することによりその価値を後世へ継承します。 所有する文化財の保存修理に取り組みます。 日常的な維持管理や防災防犯活動に努めます。
地域 (住民自治協 議会)	<ul style="list-style-type: none"> 文化財や歴史資料の価値を理解し、行事などを通じてその価値を後世へ継承します。 維持管理や防災防犯活動について、地域活動を通じて取り組みます。 歴史的資産の魅力を掘り起こし、まちづくりに活かせるよう努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存修理事業や保存と活用にかかる計画策定に取り組みます。 文化財や歴史資料について、専門家や関連自治体等と連携して調査や啓発活動に取り組みます。 歴史的資産を活かした取組を進めます。

現 状	課 題	具体的取り組み
【文化財・歴史資料の保護】 <ul style="list-style-type: none"> 県内最多の指定文化財、県内 2 番目に多い埋蔵文化財包蔵地があります。 文化財を調査して指定・登録を進め、所有者や保存団体等により文化財の保存や継承が図られています。 天然記念物や史跡の保護や維持管理を行い、開発行為に伴い埋蔵文化財を調査しています。 歴史資料の調査を進め、歴史の掘り起こしや魅力の周知に努めています。 	【文化財・歴史資料の保護】 <ul style="list-style-type: none"> 文化財を保護するため、その価値に応じて指定・登録することが必要です。 保存修理が必要な有形文化財や継承が危ぶまれる民俗文化財が多くあります。また、文化財に対する防犯・防災対策も必要です。 天然記念物は保護と管理、埋蔵文化財は位置や範囲、価値についての周知が必要です。 歴史・考古・民俗の各資料を適切に保管できる場所の確保が必要です。 	文化財・歴史資料の保護 <p>市民だけでなく国民共有の財産である文化財や歴史資料を調査し、適切に保存し、後世へ伝えます 文化財課</p> <ul style="list-style-type: none"> 未指定・未登録の文化財の調査・記録を促進して、保存すべきものを指定・登録します。 有形文化財は、所有者等と協議のもと、保存・修理し、防犯・防災施設の整備に努めます。 民俗文化財は、道具の修理等と後継者育成を支援します。 史跡や名勝、天然記念物は、環境整備や適切な維持管理、周辺環境の保全に努めます。 埋蔵文化財は、埋蔵文化財包蔵地の適正な把握と周知に努め、適切に調査を実施し保存を図ります。 個別文化財の保存活用計画を策定し、保存と活用の円滑化を図ります。 収集した歴史資料等を整理し保存・活用するため、収蔵施設の整備に努めます。
【文化財・歴史資料の活用】 <ul style="list-style-type: none"> 文化財や歴史の価値と魅力を伝えるため、講演会や展示会、見学会を開催するとともに、パンフレットを作成しています。 旧崇広堂等の文化財施設で芸術作品等を展示し、文化財の魅力発信に努めています。 文化財に親しめるよう伊賀国庁跡を史跡公園として整備しています。また、資料として活用するため歴史・考古・民俗の資料整理を進めています。 	【文化財・歴史資料の活用】 <ul style="list-style-type: none"> 文化財や歴史を継承するため、学ぶことができる施設を整備し、魅力や価値を伝える取組を継続的に行うことが必要です。 SNS 等による積極的な情報発信が必要です。 歴史・考古・民俗の資料の価値をより高めるため、適切に整理し保存することが必要です。 身近な史跡を適切に管理し、市民に親しまれる場所にすることが必要です。 	文化財・歴史資料の活用 <p>地域住民の文化財保護に対する意識の向上とシビックプライドの醸成、さらには新たな歴史像を掘り起こし、地域の魅力発信に寄与し、交流人口の促進につなげます 文化財課</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史・文化財の価値を伝え、魅力を発信するため、子ども向けの事業や講演会等の開催、パンフレット等の作成を継続的に行います。 市の歴史・文化を体系的に学び、魅力や価値を伝えるための展示施設の整備に努めます。 文化財施設の活用や SNS を通じて、文化財の魅力発信と地域文化の向上に努めます。 史跡の整備事業や環境保全を行い、市民に親しまれる空間の創出に努めます。 歴史資料等の収集と整理を継続的に行い、展示等において公開することで、地域の歴史的魅力を発信するように努めます。
【歴史まちづくり】 <ul style="list-style-type: none"> 伊賀市の文化財や歴史的特性をまちづくりに活かすため、歴史的風致維持向上計画を策定し、重点区域を定めて歴史的資産を活用したまちづくりの事業を進めています。 	【歴史まちづくり】 <ul style="list-style-type: none"> 重点区域において、高齢化や人口減少により、伝統行事の継承が困難となっています。また、区域内の空き家や空き地が増加し、歴史的景観の維持が困難となっています。 伊賀市の魅力を発信し、賑わいを創出するため、この計画に沿って歴史的、文化的遺産を活用したまちづくりを推進する必要があります。 	歴史まちづくり <p>歴史的資産により、まちに付加価値を与え、歴史的資産を継承すると同時に市の魅力向上に寄与します 文化財課</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点区域において、歴史的風致形成建造物の指定や修景助成、まち巡りの拠点の整備や古民家再生事業などを推進し、歴史的な風致の維持向上に努めます。

めざす姿

気軽にスポーツを楽しむことができる

満足度 50% 参画度 50%

↑	
満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】

- こどもが育つ、
- 大人も育つ

【継承と変革】

- 持続可能なまちを
- 未来に引き継ぐ

【これからの自治】

- つながりを結び直す

計画	伊賀市スポーツ推進計画、伊賀市スポーツ施設再編・整備計画
----	------------------------------

役割

市民 <small>(事業者や団体などを含む)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの健康管理を目的にスポーツに取り組み、地域全体の健康増進につなげます。 ・市が開催するスポーツイベントや教室などに積極的に参加します。 ・自らがスポーツ実践者、推進者となり、地域スポーツ活動を広げます。 ・利用者のニーズに基づいた提案を行い、施設づくりにつなげます。
地域 <small>(住民自治協議会)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員がリーダーとなり、指導やサポートを行うことにより、住民の参加を促進し、地域全体でスポーツを振興します。 ・地域のイベントとして、スポーツの体験会などを企画・運営し、スポーツに親しむ機会を増やします。 ・地域のスポーツ施設を利用してスポーツに親しみ、世代を超えて交流が生まれる機会を増やします。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康増進や地域のコミュニティの活性化を目的としたスポーツ推進計画に基づき、施策・事業を実施していきます。 ・学校や総合型地域スポーツクラブとの連携により、幅広い世代にスポーツの機会を提供します。 ・指導者へ、育成、研修等の機会を提供します。 ・市民が気軽にスポーツを楽しめるようスポーツ施設を整備し、管理運営を行います。

現 状	課 題	具体的な取り組み
〔スポーツ活動〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 2022(令和4)年6月に伊賀市スポーツ推進計画を策定し、スポーツを「する」「みる」「ささえる」の視点から、様々な取り組みを進めています。 ● スポーツを通じた健康づくりや交流機会の醸成、子どもたちの体力向上等を目的として、スポーツイベントを開催しています。 ● HP・SNS等の広報媒体を活用し、市民の興味、関心を高める取組を進めています。 ● 地域や団体が実施するスポーツ、運動行事へ伊賀市スポーツ推進委員を派遣し、実技指導を行っています。 	〔スポーツ活動〕 <ul style="list-style-type: none"> ● スポーツや運動離れが進み、スポーツイベントへの参加者数は減少傾向にあります。 ● 情報提供において更なる発信や新たな方法を検討する必要があります。 ● 参加する子どもたちの減少傾向と総合型地域スポーツクラブの会員の高齢化等により、組織の存続が厳しい状況です。 ● 団体や実行委員会が主体的に事業を運営できるように、組織の強化や運営方法の見直しを行う必要があります。 ● トップチームを身近に感じてもらい、地域の資源として捉え、地域の活性化につなげていく必要があります。 	スポーツ活動 <p>市民のライフステージに応じたスポーツ活動を生活に取り入れ、生涯にわたり健康で豊かな生活を送れるようなスポーツ環境をつくります スポーツ振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スポーツイベントを、健康増進に留まらず地域の魅力発信や活性化につなげ、参加者数や交流人口の増加を図ります。 ● 地域にあった新たな発信方法を模索し、市民のスポーツへの関心度を高めます。 ● 学校や各団体と連携を深め、スポーツや運動が好きになるような取組を推進します。 ● 既存の事業や組織の見直しを行い、団体や実行委員会が安定的かつ主体的に事業を運営していけるよう支援します。 ● スポーツに興味を持ってもらうため、スポーツチームと連携し、トップレベルのスポーツに触れる機会を創出します。
〔スポーツ施設〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 伊賀市公共施設最適化計画や 2021(令和3)年5月に策定した伊賀市スポーツ施設再編・整備計画により、老朽化が進み利用率の低い施設の改廃を行っています。また、長寿命化対象としている施設について、大規模改修工事を行いました。 ● オリンピックの正式種目に採用されたスケートボード等のアーバンスポーツへの関心が高まっていることから今後の施設整備に向け、期間限定で実証実験を実施しました。 ● 学校施設の利用に関してオンライン予約システムを導入しています。 	〔スポーツ施設〕 <ul style="list-style-type: none"> ● スポーツを安心して気軽に楽しみ、快適に観戦できる環境づくりが必要です。 ● スポーツによる交流人口の拡大に向けて、施設のUD化が必要です。 ● 今後のアーバンスポーツの普及についての方向性を検証する必要があります。 ● 学校施設以外の施設予約に関して、利用者目線に立った利用環境の整備が必要です。 	スポーツ施設 <p>計画的に既存施設の安全性や利便性を高める改修を進め、スポーツ、学校体育施設を効果的に利用します スポーツ振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 伊賀市公共施設最適化計画及び伊賀市スポーツ施設再編・整備計画に基づいて、老朽化している施設は縮小(廃止・取壊し)を行います。 ● 施設の適切かつ効率的な管理運営を行い、より安全なスポーツ環境の整備につなげます。 ● アーバンスポーツの普及および環境づくりについて、市民ニーズを把握し、整備の方向性を検討します。 ● スポーツ施設の利用率向上のため、DXを活用した予約システムの導入に取り組みます。

めざす姿

まちの魅力が広く発信されている

満足度 50% 参画度 50%

↑ 満足度	
	参画度→

【視点】みんなのテーマ

【豊かな人づくり】 ⊕
こどもが育つ、 ⊕
大人も育つ ⊕

【継承と変革】 ⊕
持続可能なまちを ⊕
未来に引き継ぐ ⊕

【これからの自治】 ⊕
つながりを結び直す ⊕
⊕

計画	
----	--

役割

市民 (事業者や団体 などを含む)	・地域や行政と連携し、地域資源や地域の魅力を高め発信します。
地域 (住民自治協 議会)	・地域の魅力を高める取組みを行い発信します。 ・市民が生涯活躍できる場やしきみをつくります。
行政	・多様な機関が連携し、地域課題を解決するしくみづくりをすすめます。 ・ふるさと納税をきっかけとする関係人口創出のしくみをつくります。

現 状	課 題	具体的な取り組み
【魅力向上、発信】 ●三重大学、伊賀市文化都市協会、上野商工会議所と市が連携し、地域課題の解決に向けた三重大学伊賀連携フィールド事業を展開しています。 ●ふるさと納税制度を通じた地域経済の活性化や関係人口の創出など地方創生の推進に取り組んでいます。	【魅力向上、発信】 ●本市が抱える地域課題、行政課題の解決に向け、関係者が連携した継続的な取組が必要です。 ●地域の魅力を高め、人を呼び込む事業を継続的に展開する必要があります。	魅力向上、発信 人口減少、少子化がすすむ中、地域課題、行政課題の解決に取り組むとともに、地域の魅力を高め、人口流入につなげます 地域創生課 ●伊賀市全体を大学生や研究者が行きかう研究のフィールドとし、大学等との連携による地域課題の解決に取り組めます。 ●地域の魅力が向上する取組みを展開し、人口流入を促進します。 ●ふるさと納税を通じた、さらなる地域経済の活性化、ファン・関係人口の創出・拡大に取り組めます。